

可認局遞驛

明治二十年四月九日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第三拾號

英吉利法律學校

目次

○契約法

(第二十八號ノ續キ)

法學士

土方毅 筆記

○組合法

(第二十六號ノ續キ)

法學士

松野貞一郎 筆記

○論理學

文學士

坪井九馬三 人

○訴訟法

ばりすとの  
法學士

増島六一郎  
石山彌平 筆記

○質問

ナラシムル者ト見ルノ必要存スルヲナシ蓋シ義務ハ存在スルモノト  
 シ尙ホ訴權ナシトスルハ特別ニ義務者ヲ保護スルノ趣意ニ出テタル  
 モノナレハ義務者自ラ得可キ所ノ利益ヲ放棄スルノ所爲ヲナストキ  
 ハ茲ニ訴權ヲ生シ從前ノ義務ヲ負フモノト看做スヘキナリ余ハ既ニ  
 申込承諾ニ關スル規則及約因ノ何物タルコト并ニ約因ニ關スル諸規  
 則ヲ講シ終リタルヲ以テ是ヨリ結約者能力ノ事ヲ講スヘキ順序ナレ  
 トモ之ヲ講スル前ニ重テ今一ノ述フヘキコトアリ他ニアラス英米法  
 契約ノ思想ト羅馬法ヲ繼受セシ佛蘭西法及獨逸法ノ契約ノ思想ノ異  
 ナル點是ナリニマテ同ニマテハ同ニマテハ同ニマテハ同ニマテハ同ニ  
 古昔英國法ニテモ羅馬法ニテモ合意カ契約ノ原因トナリテ義務ヲ生  
 スルヲ充分認知セス唯或ル法式ヲ經タルカ又ハ或ル利益ヲ得タル  
 トキノミニ義務ヲ生スルモノトセシカ如シ此一點ニ至リテハ羅馬法

ノ沿革ニ溯リテ考フルモ英吉利法ニ異ナルコトナシ然ルニ今日ニテハ羅馬法及英法トモニ古昔ノ思想トハ異ナリテ合意即チ約束ヲ以テ契約即チ約束上ノ義務ヲ生スルノ原因トスルニ至レリ是レ亦羅馬法ニテモ英米法ニテモ同一ナリトス而シテ羅馬法ヲ繼受シタル歐洲大陸ノ法律ノ思想ト英米法ノ思想ト異ナル點アリ歐洲大陸ニテハ合意ノミニテ契約ヲ生スルニ足ルトシ他ニ條件アルヲ要セサルカ故ニ獨逸法ナトニテハ約因等ノ思想毫モ之アルコトナシ佛蘭西ニ於テハ較々約因ニ似タル原因ナルモノアレトモ此原因ナルモノハ約因トハ異ニシテ只合意ノ真正ナルヤ否ヤヲ認ムル所ノ標準ニ過キス英米ニテハ真正ノ合意ノ外ニ尙ホ約因ナル者アルヲ以テ契約ノ成立ニ必要ナル條件トセリ佛蘭西法ニテハ原因ナキトキハ或ハ合意ナク即チ契約ヲ生セスト云フヲ得ヘシト雖モ原因ナキモ真正ノ合意サヘアレハ原因

ナキコトヲ以テ契約ノ成立ヲ妨クルコトナシ然レトモ英米法ニテハ真正ノ合意アルノミニテハ未ダ以テ法律上契約ノ効アルコトヲ認ムルニ足ラス其他ニ尙ホ約因アルコトヲ必要トス英米ニテハ合意ノ外ニ金錢ヲ以テ計算シ得ヘキ爲約者ノ利益又ハ受約者ノ損失ナカルヘカラス今法律外ニアリテ普通ノ思想ヲ以テ契約ハ即チ約束ナリトセハ歐洲大陸ノ原則ヲ以テ正當ノ者トセサルヲ得サルコト似タリ然レトモ此議論ニ由レハ法律上契約ト看做スモノト契約ノ効ナシトスルモノトノ根據ナキニ至ラン然ルニ英米契約法ノ原則ニ依レハ約束ヲシテ有効ノモノトスルカ又ハ無効ノモノトスルカヲ區別スルニハ結約者ノ雙方又ハ一方ニ損益ノ關係アルヤ否ヤヲ以テシ若シ其損益ノ關係ヲ生スルトキハ法律ハ其約束ヲ有効ノモノトシテ之ヲ保護セサルヘカラス何トナレハ法律上之ヲ保護セサルトキハ結約者ノ一方カ約束シタル

ニツキテ損失ヲ蒙ムレハナリ若シ其損益ノ關係ヲ生セサルトキハ法律ハ其約束ヲ有効ノモノトシテ之ヲ保護スルノ必要ナシトスルナリ夫レ此ノ如ク契約ノ効力ノ有無ヲ定ムルニ約因ノ有無ヲ以テスルハ便利ノ規則ト思ハル、ナリ若シ法律カ約束ヲ保護セサルモ其レガ爲メニ受約者カ損益ノ關係ヲ生セサルトキハ約束者雙方ノ徳義心ニ依賴シタルモノトナスモ敢テ不都合ナカルヘシ英米法ニテハ法律ノ保護ヲ與フル契約ト否ラサルモノトノ區別自ラ判然タルカ如シ上來述ヘタル所ニテ常種契約ニ必要ナル元素ハ終レリ此常種契約ヲ結フニハ一定ノ法式ヲ要スルトナシ口頭ニテモ書面ニテモ或ハ幾分ナ口頭ニテナシ又幾分ヲ書面ヲ以テナスモ差支ナシ蓋シ此言語書面ハ約束ノ證據タルニ過キサレハナリ其後條例ヲ以テ或ル格段ナル種類ノ右ニ英國ノ不文法ノ規則ニシテ其後條例ヲ以テ或ル格段ナル種類ノ

詐僞條例

契約ハ必ラス書面ヲ以テセサル可カラサルニ至レリ併シ此等ノ條例ハ大概皆版權讓渡海上保險ノ契約會社ノ株券讓渡出訴期限ヲ經過シタル負債ノ追認等ニ關スル條例ニシテ或ハ契約ニアラサル他ノ取引ニ關スルモノニアラサレハ特別ノ種類ニ關スルモノナルヲ以テ契約全體ニツキテハ大關係アルコトナシ故ニ此等ノ條例ノ定ムル所ハ茲ニ講究セサル可シ併シ大略述ヘサルヘカラサル契約ニ關スル條例一アリ即チチヤールス第二世ノ時ニ發布セラレタル詐欺條例是ナリ此條例ハ詐欺ヲ防カンカ爲メニ設ケタルモノニシテ其定ムル規則ハ英國外ノ人ニ取りテハ左程有用ノモノニアラサルカ如シト雖モ其後亞米利加ノ諸州ニテモ多クハ同様ノ條例ヲ頒布スルニ至レルノミナラス英米契約法ノ他ノ部分ニ隨分大切ノ關係ヲ有スルヲ以テ此條例ノ大意ヲ知ラサレハ契約法ノ全體ヲ知ルコト能ハサルヘシ

詐欺條例中ニハ數種ノ節目アレトモ其中特別ニ契約法ニ關係アルモノハ第四節ト第十七節トノ二節アルノミ今第四節ヨリ順次其要點ヲ掲ケン

第四節ニ曰ク遺囑管財人若クハ無遺囑管財人ノ財産ヲ以テ死者ノ損害ヲ辨償スヘキ特別ノ約束ヲ以テ遺囑管財人若クハ無遺囑管財人ニ責任ヲ負擔セシムル爲メ又ハ他人ノ負債過失若クハ不行跡ノ責ニ任スヘキ特別ノ約束ヲ以テ被告人ニ責任ヲ負擔セシムル爲メ又ハ土地相續産若クハ土地相續産ニ關スル權利ノ賣買又ハ契約ヲ以テ出訴スル爲メ又ハ結約ノ時ヨリ一年以内ニアリテ履行スヘキニアラサル約束ヲ以テ出訴スル爲メニハ其因テ以テ訴ヘントスル約束ヲ書面ニ認ムルカ若クハ之カ覺書ヲ認メ義務ヲ負擔スヘキ人若クハ其代人ニ於テ之ニ署名セルニアラサレハ出訴スルヲ得ス

此條例ノ解釋ニ付キ論スヘキ事項種々アリ而シテ先ツ此四節ノ範圍内ノ契約如何ニ付キ論スヘシ

第一 管財人自己ノ財産ヲ以テ損失ヲ辨償スル約束

管財人ナルモノハ死者ニ代リテ只其財産ヲ處分スルニ止ルモノナレハ管財人自ラ死者ニ代リテ死人ノ負債ヲ辨償スル約束ヲナスモ其約束ニツキテ約因ナケレハ其約束ハ無効ナル者トス若シ管財人自己ノ財産ヲ以テ死者ニ代リテ負債ヲ辨償スル約束ヲナス之ニ對シテ約因アルトキハ有効ナリ而シテ其約束ハ此條例ニヨリ書面ニ認メサルヘカラス遺囑管財人トハ死者ノ遺言ニヨリテ定マルモノナ云ヒ無遺囑管財人トハ裁判所ヨリ死者ノ近親ノ者ノ内ヨリ指名シテ定ムル者ナ云フ

第二 他人ノ負債過失若クハ不行跡ノ責ニ任スル約束即チ保證

## ノ約束

此約束ニ必要ナル性質二三アリ第一ニ保證ノ契約ハ辨償ノ契約ト區別セサルヘカラス辨償ノ契約トハ約束者カ受約者ニ對シテ其受約者ニ於テ或ル事業ヲ起スガ又ハ商業ヲナシテ損失ヲ蒙ムルコアルハ其損失ヲ辨償セントスルカ如キ約束ヲ云フ故ニ契約ノ相手ハ只二人アルノミ然レトモ保證契約ノ場合ニハ必スヤ三人ノ相手ナカルヘカラス三人ノ相手トハ保證ノ約束ヲナシタルモノト保證ノ約束ヲ受ケタルモノト保證ノ約束ヲ受ケタル人ニ對スル主タル義務者此ナリ保證トハ他ニ義務者アリテ其義務ヲ保證スルモノヲ云フ併シ其第三者ノ義務ハ必スシモ保證契約ヲナスノ際既ニ成立スルモノナルヲ要セス或ハ保證契約ヲナス時ヨリ將來ニアリテ第三者ノ負擔ス可キ義務ニテモ可ナリ併シ第三者ノ義務若シ何時カ生スルニアラサレハ保證

ノ義務モ亦生スルコトナシ又保證契約ヲナシタルカ爲メニ主タル義務者若シ其義務ヲ免カレタルトキニハ決シテ保證契約ヲ生セス何トナレハ保證ヲナスヘキ義務消滅シタレハナリ

此保證契約中ノ負債過失不行跡ノ中ニハ私犯上ノ責任ヲモ包含セリ例ヘハ甲者乙者ナル馬ノ所有主ノ承諾ヲ得スシテ妄リニ之ヲ驅馳シテ負傷セシメタルトキハ甲者ハ乙者ニ對シテ私犯上ノ責任アリ此ノ如キ場合ニ乙者カ甲者ヲ訴ヘントスルニ當リテ丙者若シ乙者ニ約スルニ乙者若シ甲者ヲ訴ヘサレハ甲自ラ損害金ヲ拂ハサルニ當リテハ丙者乙者ニ其損害賠償トシテ金圓若干ヲ支拂ハントノ契約ヲナスカ如キモ亦保證ノ契約ナリ

第三 婚姻ヲ以テ約因トシタル契約

此種類ノ約束ハ婚姻ノ約束トハ異ナリ婚姻ノ約束トハ互ニ夫婦トナ

ラントスル者ノ雙方ノ約束カ互ニ約因トナリテ生スルモノナリ此契約ハ詐僞條例第四節ノ範圍外ノ契約ナリ然ルニ此第三ノ場合ノ契約ハ婚姻ヲナス對手人ノ以外ノ者カ婚姻ヲナス對手ノ一方又ハ其父母ニ對シテナス約束ヲ云フ普通ノ場合ヲ想像スレハ甲者ノ女乙者カ丙者ナル男ト婚姻スルニ當リテ甲者丙者ニ金圓其他ノ財産ヲ與ヘント約スルカ如キモノヲ云フ即チ其甲者ノ約束ノ約因ハ甲者ト丙者ト現ニ結婚スル事實ニアリ

#### 第四 不動産ニ關スル契約

此契約中ニ土地又ハ相續産トハ殆ント同一物ヲ指シタル者トス(英吉||  
利||  
ニテハ不動産ハ總テ相續人ニ傳フルヲ以テ土地ヲ相續産ト云フ)此  
ハ財産法ニテ論スヘキモノナルヲ以テ茲ニ論セサルヘシ(此不動産  
ニ關スル契約トハ如何ナル區別ニマテ及ホスヘキモノナルヤ即チ不

ゝCrof  
ろFructus naturalls.  
はFructus injudtrictes.

動産ニ關スル權利トハ如何ナル權利タケヲ指シタルモノナルヤ判然  
セサル所アリ併シ裁判ニヨリテ所謂收納物<sup>いッロツフ</sup>ノ内ニテ自然物<sup>ろ</sup>ト稱スル  
者ト作物<sup>は</sup>ト稱スル者ト大切ナル區別ハ畧ホ一定セリ此二箇ノ區別モ  
理論ヨリ云へハ素ヨリ充分ナルモノト云フ可カラス何トナレハ自然  
物ト稱スルモノモ多少人力ヲ借ラサルモノナシ又作物ト稱スル物ト  
雖モ全ク人力ノミナラス自然ノ力ヲ借ラサル可カラス然レトモ實際  
上百姓等カ二者ヲ區別スルニハ畧々境界ノ定マレルモノアリ作物ト  
ハ五穀野菜ノ類ヲ云ヒ自然物トハ草木或ハ菓實ノ類ヲ云フ此二者ノ  
中ニテ所謂自然物ナル者ハ不動産ニ關スル權利ト看做セリ故ニ自然  
物賣買ノ契約ナシ其契約ニヨリテ目的物ヲ土地ヨリ分離セサル前  
ニ買主ニ所有權ヲ移轉セシムルノ主意ナリシトキハ之ヲ不動産ニ關  
スル契約トスルナリ去レト自然物賣買ノ契約ナシタル人若シ目的

物ノ所有權ヲ買主ニ移轉セシムルハ之ヲ土地ヨリ分離シタル後ニ於テスル主意ナリシトキハ其目的物ヲ動産ト看做シ其賣買ニ關スル契約ハ不動産ノ契約トハ看做サ、ルナリ作物ハ總テ動産トシテ不動産ト看做サ、ルナリ以テ第四節ノ範圍外ノモノナリ

第五 一年以内ニアリテ履行ス可キニアラサル契約

此種類ノ契約ニツキ注意セサル可カラサル點ニアリ

(一) 契約對手契約ノ當時ニアリテ一年以内ニ履行スルノ主意ニアラサルコトヲ以テ必要トス若シ實際一年以内ニ契約ヲ履行セサルヲアルモ其契約スルトキニ一年以内ニ履行スヘキ主意ノモノナリシトキハ此四節ノ範圍内ニアラス

(二) 契約對手雙方ノ中一方ノモノ既ニ一年以内ニアリテ其約束ヲ盡シタルトキハ其契約ハ第四節ノ範圍外ノモノナリ例令ハ甲者カ乙者

ヨリ土地ヲ借り而シテ乙者カ其貸シタル土地及家屋ヲ修覆スル爲メ  
五十圓ノ費用ヲ出スコトヲ約因トシテ其土地貸借ノ期限中年々從來拂  
ヒ來リシ借賃ノ外ニ尙ホ五圓ツ、増拂ヲナスノ契約ノ如キモ此第四  
節ノ範圍内ノ契約ニアラスト判決セラレタリ  
以上五ノ種類ノ契約ハ法式ヲ履行セサルヘカラス此ノ五種類ノ如キ  
契約ハ普通ニ屢々起ル契約ニシテ證據ヲ確實ナラシメンカ爲メ殊ニ  
條令ヲ設ケタルモノナリ  
此ヨリ以上五種ノ契約ヲ結フ法式ノ大畧ヲ述ヘン  
詐欺條例第四節ノ範圍内ノ契約ハ書面ニ認ムルカ又ハ覺書ヲ作ラサ  
ルヘカラス而シテ其書面ニハ約束ノ事柄ト相手方ノ姓名及約因トノ  
三者ヲ記載スルコト必要ナリトス  
結約者ノ對手ノ姓名ハ必スシモ完全ニ記載スルコトヲ必要トセス只

何人カ結約シタルカ其人ヲ推知シ得ルニ足ルトキハ充分ナリトス而シテ其契約ヲ以テ訴フルニハ被告人トスヘキ本人又ハ代人ノ署名シタルコトアルニアラサルトキハ之ニ責任ヲ負ハシムルコト能ハス其レ故ニ或ハ甲乙間ノ契約ヲ書面ニ認メ乙ハ署名セシト雖モ甲ニ於テ署名セサルコトアルトキハ甲ヨリ乙ヲ相手取り訴フルコトヲ得レトモ乙ヨリ甲ヲ訴フルコト能ハサルカ如キコトアリテ頗ル不都合ノ如ク見ユレトモ必スシモ然ルニアラス何トナレハ若シ甲ヨリ乙ヲ訴ヘ乙ヲシテ其契約通り之ヲ履行セシムルトキハ甲モ亦乙ニ對シテ約束ヲ履行スルカ又ハ損害ヲ拂ハサルヘカラサレハナリ又甲ノ約束カ乙ノ約束ヲ履行スルノ條件トナリ居リタルトキハ甲ヨリ乙ヲ訴ヘタル時ニ當リテ乙ハ甲ニ於テ其約束ヲ履行セサリシコトヲ以テ答辨トナスコト得可シ只乙者カ甲者ニ對シテ先ツ原告人トナリテ訴フルコト

能ハサルノ不便アルニ過キス

此覺書ナルモノハ必スシモ一枚ノ紙ニ認ムルコトヲ要セス或ハ手紙  
其他數多ノ書類ヨリ成立スルモ敢テ差支ナシ然レトモ約束シタル事  
柄ノ全部ヲ書面ニ認ムルコト必要ナリ故ニ若シ契約ノ一部分ヲ書面  
ニ認メ其他ハ口述ヲ以テシタルトキハ條例ニ必要トスル所ノ式ヲ經  
タルモノニアラス若シ又契約ヲ認メタル書面數葉アルトキハ其數葉  
ニ認メタル文詞相互ニ照應連絡シ別ニ口述ヲ以テ説明セサルモ文詞  
自ラ相關係スルコトノ充分了解スルニ足ルモノナラサルヘカラス  
約束ノ事柄ノミナラス約因モ亦書面又ハ覺書ニ認ムルコト必要ナリ  
併シ其後例外ヲ設ケ第二ノ場合ハ約因ヲ認メサルモ可ナルコト、ナ  
レリ

第四節ノ法式ヲ經ル所以ハ全ク證據ノ爲メ必要トスルモノニシテ決

シテ契約ノ成立ニ必要トスルニアラス故ニ設ヒ此四節ノ要式ヲ履マ  
 サルモ契約ノ成立ヲ妨クルコトナケレヒ唯訴ヲ起スコト能ハサルノ  
 ミ蓋シ訴權ノ生セサル契約ナレハ契約上完全ナル權利義務ヲ生スル  
 モノニアラサレトモ全ク法律ノ認ムルコトナキ無効ノ契約トハ異ナ  
 ルモノアリ即チ訴權ヲ生セサル不完全ノ契約ニヨリテ一方ノ者若シ  
 自己ニ負擔シタル契約ヲ履行シタル時ハ其契約ヲシテ此條例ノ範圍  
 外ニ脱セシムルノ効アリ譬ヘハ一年以内ニ履行スヘキニアラサル賣  
 買ノ約束ヲナシタリトセンニ若シ此條例ニ於テ要スル法式ヲ履行セ  
 サリシトキハ此契約ヲ以テ違約ノ訴ヲ起スコト能ハサルヘシ然レト  
 モ賣手ニ於テ物品ヲ渡シタルカ又ハ買手ニ於テ代價ヲ拂ヒタルカ何  
 レカ一方ニ於テ義務ヲ盡シタルトキハ他ニ向テ其義務ヲ盡サンコト  
 チ請求スルコトヲ得何トナレハ若シ相手ノ一方ニ於テ約束ヲ履行シ

タルキハ其約束ヲ履行シタルノ事實アルヲ以テ證據トナスコトヲ得  
レハナリ且若シ一方ニ於テ其義務ヲ盡シタルニモ拘ラス之ヲ無効ナ  
リトセハ詐欺ヲ防ントシテ設ケタル條例ニシテ却テ不當ノ利益ヲ得  
セシムルカ如キノ恐アレハナリ  
又書面ニ認ムルコトハ證據ノ爲ニシテ契約ノ成立ニ必要ナラストス  
ルハ契約ヲ爲ス當時ニアリテ其證書ヲ作ラサルモ之ヲ以テ訴フルト  
キマテニ書面ニ認ムル時ハ條例ノ式ヲ踐ミタルモノトスルヲ以テモ  
明ナリ唯書面ニ認メサル時ハ證據十分ナラサルヲ以テ其訴ヲ受理セ  
スト云フニ止ルノミ  
予ハ既ニ詐欺條例ノ第四節ヲ講シ終レリ由テ是ヨリ第十七節ヲ講述  
セン詐欺條例第十七節ニ曰ク代價十磅以上ノ物品貨物及商品賣買ノ  
契約ハ買人ニ於テ物品ノ一部分ヲ承諾シテ現ニ之ヲ受取ルカ又ハ代

價ノ一部分ヲ仕拂ヒタルカ又ハ手付金ヲ拂ヒタルカ又ハ如此キ契約  
 ニ依リテ義務ヲ負擔スヘキ對手若クハ其代人ニ於テ署名セル證書ヲ  
 以テスルニ非レハ無効トスト  
 右條例中ニハ物品貨物商品ノ語ヲ格別ニ記載アルヲ以テ各其意味ヲ  
 有スルカ如シト雖モ敢テ各格別ノ意味ヲ有スルコアラヌ唯類似ノ熟  
 語ヲ重テ記載シタルノミ第四節ニ不動産相續産ト記シアルモ亦同シ  
 又條例中ニハ手附金云々トアレトモ此手附ノ制ハ今日ハ既ニ行ハレ  
 ス古昔英國ニ行ハレシ手附ハ金錢ノミニ限ラヌ物件ニテモ可ナリシ  
 ナリ佛國法ニハ手附金ヲ拂ヒタル賣買ニ關スル規則アレトモ英國ニ  
 ハ之レナシ佛國ニテハ手附金ヲ拂ヒタルモノニ於テ違約スル時ハ手  
 付金ヲ失ヒ之ヲ取リタルモノニ於テ違約スレハ既ニ受取リタル手附  
 金ヲ返シ且同額ノ金ヲ拂フヘキモノトセリ

第十七節ハ十磅以上ノ契約ハ書面ニ認ムルカ物品ノ一部ヲ渡スカ否  
ラサレハ代價ノ一部ヲ仕拂フカ其中ノ一ヲ履ムヲ以テ其契約ヲ有効  
ナラシムルニ必要ノ法式トス而シテ此書面ニ認ムルノ法式ハ第四節  
ノ規則ト異ルコトナシ併シ一ノ異ル點アリソハ第四節ニ於テハ約束  
及約因ヲ記載スルヲ必要ト爲スモ此第十七節ノ賣買ニハ約因ヲ記載  
スルヲ要セス之レ賣買ナル語ヲ以テ既ニ約因ノアルコトヲ知り得ヘ  
ケレハナリ

承諾ト現ニ受取ルコト、ニハ區別アリ受取トハ物品ヲ掌握スルコト  
ヲ云フ者ニシテ則チ外形ノ所爲ナリ承諾トハ其物品ノ引渡ヲ承諾ス  
ル者ニシテ則チ無形的内部ニ關スル者ナリ設ヒ承諾スルトモ未タ物  
品ヲ掌握セサレハ其賣買ハ第十七節ノ式ヲ經タルモノニアラス又物  
品ヲ掌握スルモ錯誤詐欺ニ依リテ受取リタルカ又ハ代理權ナキ代人

Sale

Bargain and sale

ニ於テ受取リタル時ハ承諾アリタルモノニアラス是等承諾受取代價  
仕拂ニ關スル規則ハ賣買法ニテ知ラルヘシ茲ニハ第四節ノ範圍内ノ  
契約ハ唯一ノ法式アルノミコシテ第十七節ノ範圍内ノ契約ハ三ノ法  
式ノ一ヲ履行セハ十分ナリトスルコトヲ注意セハ可ナリ  
次ニ述フヘキハ第十七節ノ範圍内ノ契約如何ニアリ賣買トハ英語ニ  
テ「セール」又ハ「バーゲン、エンド、セール」ト云フ賣買ノ本體ハ賣主ハ物品  
ヲ渡シ買主ハ代價ヲ拂ヒタル時ニアリ然レトモ此時ニハ最早賣買ノ  
取引完結シ將來ニ在リテ履行スヘキノ義務ヲ遺存セシムルコトアラ  
サルナリ契約ノ對手ノ一方ニ於テ物品ヲ渡シ他ノ一方ニ於テハ代價  
ヲ仕拂ハサルキモ亦物品ヲ引渡サス代價モ仕拂ハサル時ニテモ契約  
ノミニテ買主ニ所有權ノ移轉スルコトアリ此場合ニモ亦「セール」ノ語  
ヲ附シ或ハ之ヲ賣買既行ノ契約ト稱シ契約ノミニテ買主ニ所有權ノ

移轉セサルモノヲ賣買未行ノ契約ト云フナリ如此賣買契約ニ未行ト  
既行トノ二種類アルヲ以テ此第十七節ノ賣買契約トハ未行既行ノ二  
種ノ契約ヲモ含蓄スルヤ否ヤ明瞭ナラス裁判所ニテ此條例ヲ解釋ス  
ルニハ第十七節ノ賣買ハ既行ノ契約ノミヲ指シ未行ノ契約ヲ含蓄セ  
スト主張スルモノアリ又未行既行ノ二種ノ契約共ニ含蓄スト主張ス  
ルモノアリテ判決區々ニシテ一定セサリシカシヨ「シ」第四世ノ條例「テ」  
「ン」タアデ「ン」公ノ條例ト云「チ」以テ終ニ未行ノ契約ニモ第十七節ノ規則  
ヲ適用スヘキコトニ一定セリ  
賣買ノ契約ト賃仕事ノ契約トノ區別十分ナラス賣買契約ハ第十七節  
ノ範圍内ノ者ナレトモ賃仕事ノ契約ハ其範圍外ノ契約ナレハ之ヲ區  
別スルノ必要アリ譬へハ予十磅以上ノ約束ニテ大工ニ机ヲ注文セリ  
トセンニ此レハ賣買ノ契約ナリヤ將タ賃仕事ノ契約ナリヤ如何ノ區

別ニヨリテ第十七節ノ法式ヲ履行スヘキモノナリヤ否ヤノ差アリ而シテ此賣買契約ト賃仕事ノ契約トノ區別ヲ爲スニハ一時種々ノ標準ヲ立テシコトアリ或ハ物品ノ製造ヲ依頼スル人物品ノ材料ヲ供給シタル時ハ賃仕事ノ契約ナレトモ物品ヲ製造スル人自ラ材料ヲ供給シタル時ハ賣買契約ナリトシ偏ニ其材料ノ供給如何ヲ以テ二者ノ區別ヲ立テント試ミタリ譬ヘハ予黒檀ヲ供給シテ机ノ製造ヲ依頼シタル時ハ其契約ハ賃仕事ノ契約ナリトセシカ如シ又或ハ物品ヲ製造スル材料ノ代價ト仕事賃ノ金額トノ多寡ニ依リテ其區別ヲ定ムヘシト主張セルコトアリ譬ヘハ予鍛工ニ行キテ金ノ指環ノ製造ヲ注文セリトセンニ此場合ニハ仕事ノ賃錢ヨリモ金ノ代價高額ナルヲ以テ指環ノ賣買ナリトシ若シ銀ヲ以テ精密奇巧ノ細工ヲ要スル物品ヲ注文セリトセンニ此時ニハ賃仕事ノ賃錢銀ノ代價ヨリモ高額ナルヲ以テ賃仕

事ノ契約ナリトセシカ如シ然レトモ今日ハ如此標準ヲ以テ賣買契約ト賃仕事ノ契約トヲ區別セス今日標準トスル所ハ唯或仕事ノ結果如何ヲ以テ定ムルナリ即チ仕事ノ結果若シ賣買ノ目的物トナリ得ヘキ動産ヲ生セシ時ハ之ヲ以テ賣買契約ト看做ス譬ヘハ前例ノ予カ机ヲ注文シタル場合又ハ金銀ノ指環ヲ注文シタル時ノ如キハ其契約履行ノ後一ノ動産ヲ生スルモノナレハ賣買ノ契約トスルカ如シ故ニ代價若シ十磅以上ナル時ニ第十七節ノ法式ヲ經サレハ無効トス之ニ反シ仕事ノ結果トシテ動産ヲ生セサルトキハ其契約ハ賃仕事ノ契約ニシテ第十七節ノ法式ヲ履マスシテ有効ノモノトス

第十七節ノ規則ハ英國ニ限ラス他ノ國ニモ亦同様ノ規則アルナリ乃チ佛國民法ハ百五十[フラン]以太利法典ハ五百[リール]以上ノ代價ノ賣買ハ之ヲ書面ニ記載セサルヘカラストシ比耳西ニテハ五十[タレ]以

結約對手  
ノ能力

上ノ賣買ハ之ヲ書面ニ記載スルコトヲ要セリ又カナダ民法及米國ニ  
 ユーヨルク州民法草按ニモ各制限ヲ加ヘタリ是レ皆後日紛議ノ際採  
 證ノ爲メ設ケタルモノナリ  
 是ヨリハ結約對手能力ノ有無ヲ説カン是レハ餘リ大切ノ事ニアラス  
 亦甚困難ノ事ニモアラサレハ唯其大意ヲ陳セン抑吾人ニハ契約及其  
 他ノ取引ヲ結フニ充分ナル能力アリトスルヲ以テ法律ノ原則トス故  
 ニ法律上殊更ニ格段ナル人ニ結約ノ能力ナシトスルハ例外ノ規則ナ  
 リ左ニ例外ノ場合ヲ陳セン

第一 政署上結約ノ能力ヲ制限スル事

(一) 敵國ノ人民ト結ビシ契約ハ無効ナリ

(二) 重罪ノ刑ニ處セラレ服役中ノ者ハ契約ヲ結フコト能ハス

(三) 外國駐在ノ公使其他公使ニ附属スル官吏ニハ全キ結約ノ能力ナ

第三ノ場合ハ尊敬上結約ノ能力ナシトスル者ニシテ敢テ真正ニ結約  
ノ能力ナシトスルニアラス則チ公使ハ獨立國ノ主權者ヲ代表スル者  
ナレハ設ヒ公使ノ資格ヲ以テセサルノ契約ト雖トモ任所裁判所ノ干  
渉ヲ受クルノ義務ナシトセシノミ故ニ自ラ好テ原告人ト爲リテ義務  
者ヲ出訴スルハ此限ニアラス

第二 職業上結約ノ能力ヲ制限スル事

英國ノ僧侶ニハ商業ニ關スル結約ノ能力ナシ習慣法ニテハ代言人ト  
依頼人トノ契約及醫師ト患者トノ契約モ亦無効ノモノトセシナリ然  
レトモ條例ヲ以テ或制限ヲ超過セサル醫師ノ報酬ハ契約上之ヲ受ク  
ルコトヲ許スニ至レリ

第三 未丁年ナル事

英米ニテハ二十一歳ヲ以テ丁年ト定メ二十一歳以下ノモノニハ結約  
 ノ能力ナシトス其主意ハ未丁年者ハ丁年者ト異リテ心身共ニ未ダ十  
 分ニ發達セサルモノナルヲ以テ自己ノ利害得失ヲ監査スルノ能力ナ  
 キカ故ニ法律上特別ニ之ヲ保護セサルヘカラスト云フニアリ然ラハ  
 幼者ノ契約ハ盡ク無効ナリヤト云フニ是レ又一概ニ論定スルヲ得ス  
 法律ハ設ヒ幼者ノ契約ニテモ幼者ノ必要品ニ關スル者ハ有効ノ者ト  
 スルナリ是レ法律上幼者ノ契約ヲシテ無効ノ者トスルハ幼者ヲ保護  
 スルノ精神ニ出シ者ナレハ幼者ノ必要品ニ關スル契約ニテモ尙法律  
 上之ヲ保護セサル時ニハ幼者ト結約スルノ對手ナキニ至リ幼者ノ爲  
 メ却テ不便ヲ生スヘケレハナリ幼者ニテモ必要品ニ關スル結約ノ能  
 力ハ丁年者ニ同シ  
 契約ノ必要品ニ關スルモノナリヤ否ヤノ爭論ヲ生スルコト徃々之レ

アリ而シテ或場合ニ於テハ判官自ラ之ヲ決シ或場合ニ於テハ陪審官ニ任セテ之ヲ決セシム是レ必需品ノ契約ナリヤ否ヤノ問題ハ法律事實混合ノ問題ナレハナリ然リト雖トモ純粹ノ理論上ヨリ云ヘハ必需品ナリヤ否ヤハ事實上ノ問題タルコト明ナレトモ英國ニテハ事實上ノ問題ト雖トモ判官之ヲ決スルコトアリテ其法律ノ問題タルト事實ノ問題タルトハ之ヲ性質上ヨリ區別スルニアラスシテ之ヲ決定スル人ノ如何ニヨリテ區別スルモノナリ今判官一見シテ此契約ハ幼者ノ必需品ニ關スル性質ノ者ニアラストセハ陪審官ニ之ヲ判定セシメスシテ直ニ判官自ラ判定シ事物ノ性質上必需品ナリト認ムルトキハ其果シテ格段ナル場合ニ必要ナリシヤ否ハ之ヲ陪審官ニ決セシムルナリ

例セハ幼者ニ於テ熊ノ賣買チナスカ如キハ幼者ニ必要ナラサル明カ

ナレハ判官直ニ之ヲ決スヘシ然レトモ契約ノ目的物ノ性質上ヨリ云  
 へハ必要品ニアラサルモ或ル狀況ヨリシテ幼者ニ必要品トナルコト  
 アリ如此反證ヲ舉示スルトキハ陪審官ヲシテ其果シテ必要品ナリシ  
 ヤ否ヤヲ判定セシム例セハ餘リ富有ニモアラサル幼者馬ヲ買フ契約  
 ヲナセリトセンニ此場合ニ於テ一見セハ必要品ノ契約ト云フヲ得  
 サルカ如シト雖モ該幼者平生虛弱ナルヲ以テ養生ノ爲メ乘馬スルコ  
 トヲ醫師ヨリ命セラレタリト云フ如キ反證ヲ舉示シタルトキノ如キ  
 ハ其性質上必要品ニ非サルモ特別ノ事故アリタルヲ以テ必要品トナ  
 スコトアルヘシ又事物ノ性質上必要品ナルモ分量ノ過度ナリシヲ以  
 テ必要品トナサハルコトアリ故ニ其果シテ格段ナル場合ニ必要品ト  
 リシヤ否ヤハ之ヲ陪審官ニ一任シ決セシムル者トス例セハ幼年ノ書  
 生<sup>ろ</sup>ブラックストンノ法律全書一部ヲ買フテ契約ノ代價ヲ拂ハサリシト

キノ如キハ違約ノ責アルヘシト雖モ前既ニ同全書ノ一部ヲ所有シタルトキハ二部ハ必要ニ非ラストスルコトアルヘシ如此契約ノ目的物ノ必要ナルヤ否ヤハ幼者ノ位地身分又ハ其他ノ格段ナル狀況ニヨリテ差異ヲ生スル者ナレハ何ヲ以テ必要ナルヤ否ヤヲ定ムル一定ノ標準ト云フ可キ者ナシ唯各場合ノ事情ニ照シテ之ヲ定ムルノミ幼者ノ必要品ニ關セサル契約ハ全ク無効トスルノ説アリ又單ニ取消シ得可キ者トスルノ説モアリタレトモ是レ皆過去ノ説ニシテ今世ニ至リテハ幼者ノ契約ハ無効ニアラスシテ取消シ得可キ者トセリ則チ其契約ハ之ヲ取消スマテハ成立スル者トスルナリ故ニ丁年後其契約ヲ確認スルトキハ其契約ハ全ク有効ノモノト成リテ更ニ取消スコトヲ得サルニ至ルヘシ而シテ慣習法ニテハ別ニ其確認ノ方法一定セザリシモ或ル條例ニヨリテ之ヲ確認スル人ノ署名シタル書面ヲ以テセ

サレハ確認ノ効ナキコト、セリ是レ亦幼者ヲ保護スルノ意ニ出テダ  
 ル者ナリ  
 今日ニ至リテハ千八百七十四年ノ幼者救助條例ナル者ヲ發布シテ從  
 來習慣法ニ於テ取消シ得可キ契約トセシ者ヲ以テ全ク無効ノ者トセ  
 リ則丁年後ト雖モ之ヲ確認スルコト能ハサルコト、セリ但シ習慣法  
 ニ於テ有効ノ者トセシ契約ハ尙有効ノ契約トスルナリ  
 幼者ハ自己ニ必要ナル契約ニアラサル契約上ノ責任ナシト雖モ所有  
 權ニ附着スル義務及會社ノ株券ニ附属スル義務等ハ之ヲ負擔セサル  
 ヘカラス蓋シ權利ノミヲ得テ之ヲ享有スルコトニ附着セル義務ヲ負  
 ハストスルハ不都合ノモノトスルナリ又幼者ニテモ私犯上ノ責任ハ  
 之ヲ負擔セサル可カラス然リト雖モ假令私犯上ノ名義ヲ以テスルモ  
 事實契約ニ基ク所ノ責任ハ之レナキ者トニ例セハ幼者馬ヲ借リ非常

ニ疾驅鞭撻シタル爲メ該借馬死シタリトセンニ貸主ハ私犯上ノ名義  
ヲ以テ責任ヲ負ハシムルヲ得ストセリ是レ其馬ノ死シタルハ私犯ニ  
類スルモ其基ク所ハ元ト契約ナルヲ以テナリ又幼者カ丁年者ナリト  
詐稱シテ契約ヲ爲シタルトキハ如何則チ之ヲ換言セハ人ハ結約スル  
ニ當リテ對手ハ幼者ナリヤ否ヲ知ルノ危難ヲ犯ス者ナリヤト云フニ  
習慣法コテハ其危難ヲ犯ス者トシテ幼者ニ契約ノ責任ナシトセリ衡  
平法ニテモ亦契約上ノ責任ナシトスレトモ幼者ヲ保護スル大ニシテ  
却テ不正ノ利益ヲ得セシムルニ至ルヲ防カンカ爲メニ其幼者ノ現ニ  
得タル利益ニ相當ノ義務ヲ負擔セシムルナリ

第四 有夫ノ婦

有夫ノ婦結約ノ能力ヲ論スルニハ之ヲ分テ三トナス第一ニ習慣法上  
ノ來歴如何第二衡平法ノ見解如何第三現行法則チ條例法ノ變遷如何

是ナリ

(一) 習慣法ニテハ夫婦ハ分身同體ト看做スヲ以テ財産ヲ所有スルヲ得ス亦結約ノ能力モナシ法律上有夫ノ婦ハ獨立ノ身分ヲ失フナリ併シナカラ左ノ例外アリ(一)英國王ノ婦ニハ獨立シテ結約スルノ能力アリ(二)倫敦市中ノ習慣ニテ有夫ノ婦獨立シテ營業スルコトヲ得此場合ニハ營業上ノ事柄ニツキテハ結約ノ能力アリ(三)夫妻別居ノ裁判言渡ヲ受タル婦ハ結約ノ能力ヲ有ス(四)夫ニ棄テラレタル婦女ハ管轄裁判所又ハ本邦ニテ云ヘハ縣令府知事ニ類スル官吏ノ保護狀ヲ請願シテ獨立ノ婦ト同シク契約スルコトヲ得

(二) 衡平法ニテハ信任依托ノ方法ヲ以テ有夫ノ婦ト雖モ夫ト特別ニ財産ヲ所有スルコトヲ得而シテ其特別財産ヲ享有スル者ハ結約ノ能力ヲ有ス然レトモ有夫ノ婦ニ於テ結フ契約ハ其特別財産ニ付キ結ヒ

タルモノトスルカ故ニ其金額ニ超過スルノ義務ヲ負ハス例セハ乙婦ノ財産ハ千圓ニシテ其負債ハ千二百圓ナルトキコトモ財産ノ金額千圓ヲ辨償セハ義務ヲ免カルナリ有夫ノ婦ノ別産ハ一種ノ無形人ニ類スルモノニシテ其契約ハ別産即チ無形人自ラ之ヲ結ヒタルモノトスルナリ

(三) 千八百七十年千八百七十四年及千八百七十三年及千八百八十三年ニ於テ漸次有夫ノ婦ニ關スル條例ヲ發布シ今日ニテハ信任依托ノ迂遠ナル方法ヲ用ヒスシテ直ニ別産ヲ有スルヲ得ルニ至リ別産ニ付テハ獨身婦ト同然ニ結約ノ能力アリトスルヲ得ナレリ但シ有夫ノ婦ノ契約上ノ責任ハ別産自ラ之ヲ負フモノトスル衡平法ノ精神ハ依然トシテ存スルナリ

### 第五 瘋癲者酌訂人

契約ノ成立ニハ自由完全ノ合意ヲ要スルノ點ヨリ論セハ是非善惡ヲ  
 識別スル能力ナキ者及前後知覺ナキ者ノ二者ハ結約ノ能力ナキモノ  
 トセサルヘカラス然レトモ如此セハ不能者ニハ利益ナル可キモ對手  
 ニ取リテハ不利益ト云ハサルヲ得ス理論上ヨリ云ヘハ二者契約ヲ無  
 効トスルハ至當ナレトモ對手ノ利益モ亦之ヲ保護セサル可カラス故  
 ニ便宜上對手ノ瘋癲人若クハ酩酊人ナリシコトヲ知レルカ又ハ事實  
 之ヲ知ラサルモ相當ノ注意ヲ施セハ之ヲ知り得タルヘキ場合ニ非サ  
 レハ是等ノ不能力者ニ於テ其結ヒタル契約ヲ取消シ得サルモノトス  
 ルナリ

以上五項ノ場合ハ法律カ格段ナル種類ノ人又ハ格段ナル位地ニ居ル  
 人ハ全ク又ハ幾分結約ノ能力ナキ者トシテ一般ニ結約ノ能力アリト  
 スル通則ヲ制限セル者ナリ然レトモ此他ニ前陳ト反對ニシテ普通人

ノ 結 約 ノ 能 力 ナ 擴 張 セ シ 場 合 ア リ

(一) 會 社 (コトボレーシヨソ)

會 社 ト ハ 多 數 ノ 人 相 合 シ テ 法 律 上 ノ 一 個 ノ 人 ナ 成 ス 者 ナ リ 會 社 結 約  
 ノ 能 力 ニ 關 シ テ ハ 二 說 ア リ (第一) 會 社 ハ 格 段 ナ ル 目 的 ア リ テ 其 目 的 ナ  
 達 セ ン カ 爲 メ 法 律 ノ 力 ナ 借 リ テ 成 立 ス ル 者 ナ リ 故 ニ 其 目 的 ナ 達 ス ル  
 爲 メ ニ 必 要 ノ 事 柄 ニ ツ キ 會 社 ノ 設 立 ニ 關 ス ル 特 別 ノ 條 令 又 ハ 一 般 ノ  
 條 例 ニ 定 メ タ ル 能 力 ニ 限 リ テ 之 ナ 有 ス ル モ ノ ニ シ テ 他 ニ 能 力 ア ル ナ  
 シ 之 ナ 換 言 セ ハ 會 社 ハ 結 約 ノ 能 力 ナ キ ナ 以 テ 一 般 ノ 通 則 ト シ 結 約 ノ  
 能 力 ア リ ト ス ル ハ 例 外 ト ス ル ニ ア リ (第二) 會 社 ハ 法 律 ノ 想 像 ニ 成 ル 一  
 個 人 ニ シ テ 其 性 質 事 實 普 通 人 ノ 爲 シ 得 可 キ コト ニ テ モ 爲 シ 得 サ ル 者  
 ア リ 然 リ ト 雖 モ 會 社 ノ 自 ラ 結 ビ 得 可 キ 契 約 ハ 總 テ 結 約 ノ 能 力 ア リ 即  
 チ 會 社 ニ 結 約 ノ 能 力 ア ル ナ 通 則 ト シ テ 結 約 ノ 能 力 ナ キ ナ 例 外 ト ス ル

ニアリ會社ニ結約ノ能力アル場合ニテモ會社ハ元ト無形人ナレハ自  
ラ結約スルヲ得ス故ニ代理人ニ依リテ爲シ且會社ノ印章ヲ押用スル  
ヲ要ス尙ホ詳細ナルコトハ會社法ノ講義ニ讓ル

(二) 代理(エージェンシー)

代理トハ甲ガ乙ニ代リテ或ル法律上ノ所爲ヲナシ而シテ其所爲ニヨ  
リテ生スル權利ヲ乙ニ得セシメ義務ヲ乙ニ負擔セシムルノ結果ヲ生  
スル關係ヲ云フ其結果ヲ生セシムル取引ノ根據ハ多クハ甲ト乙トノ  
契約ニヨリテ生スト雖モ必スシモ契約ニヨリテ生スルモノニアラス  
契約ナクシテ代理ノ關係ヲ生スルコトアリ代理ニハ普通ニ二ノ性質  
アリ(第一本人ト代理人トノ契約第二代理人ニ本人ノ法律上ノ資格ノ  
幾分ヲ移轉セシムルコト是レナリ第一ノ契約ハ普通ノ契約法ニ支配  
セラル、モノトス第二ノ者ハ讓渡ノ性質ヲ有ス而シテ本人ト代理人

以上述ル所ハ組合員中其情ヲ知ラサルモノアリテ悉ク違反者ナリト  
 スルヲ得サル場合ニ付テノコトニシテ別ニ難ス可キ程ノ事項ニアラ  
 サルモ若シ組合員一同カ共ニ違反ノ所爲ナシタルカ又ハ共ニ不注  
 意アリタル場合則チ組合全体ヲ難スヘキ場合ニ於テモ相互ノ間ニ賠  
 償權ノ存スルヤト云フニ此點ニ付テハ裁判例曖昧トシテ更ニ一定ノ  
 區畫ヲ立ルヲ得サルモノ、如シ或ハ斯ル場合ニハ賠償ノ權ナシト判  
 定セラレタルコトアリ又或ハ斯ル場合ト雖モ其所爲刑避ニ觸ル、カ  
 又ハ營業ノ目的自身ニ於テ違法ナルトキヲ除クノ外ハ凡テ一人ノ受  
 ケタル損失ハ全員ニ於テ賠償スヘキモノト判定セラレタルコトモア  
 ルナリ故ニ一定ノ判決例ナキカ如シト雖モ唯組合員全体カ或ハ信任  
 委託ノ義務ヲ誤リタル爲メ其一人カ損害ヲ支拂ヒタルトキノ如キハ  
 組合計算ノトキニ於テ現實損金ヲ拂フタル組合員ハ他ノ組合員ヨリ

賠償ヲ受クルコトヲ得ヘキナリ

### 第貳拾壹回

組合員ハ勞力ニ對シ報酬ヲ得ルノ權利アリヤト云フニ殊別ノ契約アリ  
 ニハ報酬ヲ求ムルノ權利アリ  
 ナルモノトナスヲ得  
 組合員ハ勞力ニ對シ報酬ヲ得ルノ權利アリヤト云フニ殊別ノ契約アリ  
 ルニ非サル以上ハ各自報酬ヲ得ルノ權利ハ之レナキモノト見做スナ  
 リ故ニ組合員ハ組合ニ向ヒ特別勉勵ノ簾ヲ主張シテ報酬ヲ得ント求  
 ムルコトヲ得サルナリ例ヘハ組合員ノ一人カ組合ノ爲メニ物品ヲ賣  
 買スルコトアルモ其手数料ヲ組合ヨリ要求スルコトヲ得サル如キ是  
 ナリ  
 要スルニ組合員ノ勞力ハ其間何程ノ優劣アルモ前以テ取極メ置クニ  
 非レハ報酬ヲ受クルノ權利アルモノトナスヲ得サルナリ蓋組合カ德  
 義上組合員ニ對シ慰勞金ヲ與フル如キハ通例ノ事柄ナレトモ此等ハ  
 德義上ノ範圍ニ於テ論ス可キコトニシテ敢テ法律上ノ權利トシテ之

組合員間  
 ニハ報酬  
 ヲ求ムル  
 ノ權利アリ  
 ナルモノト  
 ナスヲ得  
 ス

組合員中特  
 別勉勵ノ  
 モノニ慰  
 勞金ヲ與  
 フル德義  
 上ノ責アリ

ナ望ミ又ハ望マル可キコトニアラス若シ組合ニ於テ組合員中何程事  
 務ニ勉勵シタルモノアルモ其成績ヲ顧ミス毫モ徳義ヲ重セスシテ報  
 酬ヲ與フルコトナキニ於テハ其勉勵シタル組合員ハ唯組合ニ向ヒ徳  
 義ノ薄キコトヲ責ムルニ止マリ法律上權利ノ要求ヲ爲シ得サルカ故  
 ニ斯ノ如キ場合ニハ徳義缺クレハ法律之レヲ補充セサルナリ然レト  
 モ組合員ハ通例組合事業ニ各従事ス可キモノナルカ故ニ若シ組合ノ  
 一人事務ニ怠リ爲メニ他ノ組合員ヲシテ之レニ代ラシムル如キ事ア  
 レハ個ハ別段ノコトニシテ則チ代テ事務ヲ取扱ヒタル組合員ハ利益  
 分配等ノトキ其事ヲ主張シテ其レ丈ケノ割前ヲ要求スルコトヲ得ヘ  
 キナリ是レ組合員カ當然爲ス可キ事務ヲ怠リ他組合員ヲシテ之レニ  
 代ラシメタレハ其代リタル組合員ハ其レ丈ケ餘分ノ利益ノ分配ヲ受  
 ク可キハ固ト當然ノコトナレハナリ

解散後ハ  
組合員タ  
ルノ分限  
茲ニ消滅  
ス從テ報  
酬ヲ受ク  
ルノ權アリ

Company

組合員カ  
組合營業  
ノ爲メニ  
支出シタ  
ル金ハ組  
合ヨリ其  
償却ヲ受  
クルノ權  
アリ

然レトモ以上述ル所ハ組合營業中ノコトニシテ組合解散後ノコトヲ云フニアラス解散後ハ最早組合ノ成立ナキカ故ニ組合員中殘務取纏メノコトヲ引受ケ働キタルモノハ其レ丈ケノ報酬ヲ受ク可キハ當然ノコトナリトス例ヘハ二人ノ組合アリテ一人死去シタル爲メ組合ノ解散シタルトキ生存者カ殘務ヲ取纏ムルニ付キ盡力シタルニ於テハ決算ノ場合ニ至リ右取纏ニ對スル報酬ヲ計算中ニ加フルコトヲ得ヘキナリ

商社ノ場合ニ就テ此事ヲ論センニ商社ノ創立委員ハ互ニ報酬ヲ要求スルノ權利ナキモノトス然レトモ商社設立ノ後其規則書ニ創業入費支拂ノコトヲ記入シアルニ於テハ其規則書ニ基キ商社ヨリ創業中ノ盡力ニ對スル報酬ヲ要求シ得ヘキナリ

以上ノ如ク組合員又ハ商社創立委員ノ勞力ニ對シ報酬ヲ要求スルノ

權利ハ通例之レナキモノナレトモ組合員カ組合營業ノ爲メニ其利益  
ヲ計ラント誠意ニ費シタル金圓ハ之レヲ組合ヨリ要求シ得ヘキモノ  
トス又組合員カ組合ノ負債ヲ拂フ爲メニ支出シタル金ハ組合ヨリ其  
償却ヲ受ケンコトヲ要求シ得ヘキモノナリ例ハ組合ノ爲メニ組合員カ  
己レ一人ノ名前ニテ他ヨリ金圓ヲ借入置キ期日ニ至リ其組合員ヨリ  
返済シタル時ハ後キ之レヲ組合ヨリ受取ルコトヲ得ヘキナリ又其支  
出金カ見込ニ反シ更ニ何等ノ利益ヲモ組合ニ與ヘサリシトキト雖モ  
一度組合ノ承諾ヲ受ケテ支出シタルモノナル以上ハ尙要求シ得ヘキ  
ナリ譬ヘハ組合ヨリノ依頼ヲ受ケ組合ノ一人カ或ル株券ヲ買取リタ  
ルニ其株券ハ全ク價值ナキモノナルコトヲ發見シ組合ニ於テ大ニ損  
耗ヲ被リタルトキト雖モ尙組合員ハ其株券ヲ買入レタル代金ヲ組合  
ヨリ要求スルコトヲ得ヘキナリ之レニ反シテ設ヒ何程有用ナル支出

ト離モ組合ノ承諾ヲ經ス一ノ專斷ヲ以テ支出シタル金ハ組合ヨリ要求スルコトヲ得ス又如何ニ有用ナリトモ組合當初ノ契約ニ抵觸スル如キ支出ハ亦其效ナキモノナリ譬へハ二人ノ組合アリ其一人カ營業ヲ隆盛ナラシメント欲シ得意先キノモノヲ響應スル等種々ノ交費ヲ支出シ之レヲ其都度組合ノ帳簿ニ記入シ置カス後チ組合決算ノ時ニ於テ其金額ヲ要求シタレトモ裁判所ニ於テハ如斯交際費ハ組合契約當初ノ趣旨ニ反スルノミナラス更ニ斯ルコトヲ爲シ得へシトノ默諾アリトナスヲ得サルモノナリトシ其要求ヲ採用セサリシナリ又加之組合員カ組合ヨリ己レノ支出金ヲ要求セントスルニハ必ス其費途ヲ明細ニ計算シ之レヲ求メサル可カラス故ニ只組合ノ爲メニ支出シタリトノミニテ其使ヒ道ノ明白ナラサルモノ譬へハ機密費ノ如キハ之レヲ要求スルヲ得サルナリ又組合員ヨリ組合へ支出スルト同シク組

Fallacia accentus.

音節之誤

語類之過

第一 東京府民は男女老幼より成る

第二 東京府會議員は東京府民なり

第三 [故ニ]東京府會議員は男女老幼より成る

ト云フカ如シ誤レリ

第四項 音節

語ニハ妄リニ念ヲ入ル可カラス入ルレハ大ナル誤リヲ來ス可シ例ヘ  
 ハ[貴君は今日上野へ參るのと]平易ニ云ヘハ判ルコトヲ若シ高調ニテ  
 [貴君は]チ重ク云フトキハ他人ノ行クヤ否ヤチ斥ケタル様ニ受取ラル  
 又若シ[今日]チ重ク云フトキハ他日ハ參ラサルカト聞ク様ニナリ[上野]  
 チ重クスルトキハ他處ニ行カサル様ニ思ハル是ヲ以テベンザム氏モ  
 曰ハレシ如ク音節ハ平坦ナルチ尙フ可シ

第五項 語類

Material fallacies  
or Extra dictionem.

實事過誤

Fallacia figuræ dictionis.

語類ノ過トハ名詞ニ非サル辭ヲ名詞ニ用井又動詞ニテナキモノヲ動  
詞ニ使フ如キコト是ナリアリストテリース氏ノ例ニ

第一 人の歩行する所は人の踏む所なり

第二 人は終日歩行す

第三 (故ニ)人は終日を踏む

ト云フカ如シ實ニ不適當ノコトナリト謂フ可シ但シ斯ノ如キ過ハ稀  
ナラント信スルナリ

### 第六章 事實過誤

過語ニ二種アリ一ハ論理ノ過誤二ハ事實ノ過誤是ナリ論理ノ過誤ハ  
前章ニ於テ之レヲ述ヘタリ事實ノ過誤ハ其實地ノ適例ヲ擧グルコト  
最モ困難ナルモノナリ蓋シ此過誤ハ片言隻句ノ間ニ於テ見受クルコ  
ト殊ニ稀ニシテ大ナル議論中ニ冥々ニ在テ存スルコト極メテ多ケレ

Fallacia a dicto simpliciter  
ad dictum secundum quid.

偶有ノ過

ハナリ諺ニモ掌ヨリ水ノ漏ルト云フコトアリ大議論ヲ爲ス諸君ハ注  
意セラル可キコトナリ

第一項 偶有ノ過

ルテ如何ナル原則ニテモ在ラシテ限リノ場合ニ悉ク適用セラレ得ンハ  
六ヶ敷コトニシテ概シテ其例外ナルコトアルモノナリ此例外アル所  
ノ原則ヲ宛モ例外ナキ様ニ云フハ即チ偶有之過ナリ例へハ

第一 人ノ身体ニ刃ヲ刺ス者ハ法律ニ由リテ處置ス可シ

ト云フ原則アリ此原則ニ例外アルコトヲ知ラスシテ

第二 外科醫者ハ人身ニ刃ヲ刺ス

第三 (故ニ)外科醫者ハ法律ニ由リテ處置ス可シ

ト云フニ至ル醫師ハ何故ニ人身ニ刃セシカ又法律ハ何故ニ人身ニ刃  
セシモノヲ罰スルカ其理ヲ究メサル可カラズ醫師ノ人ニ刃セシハ治

偶有轉換 <sup>1</sup>Fallacia a dicto secundum quid ad dictum simpliciter. <sup>2</sup>Reasoning from particulars to particulars.

療チナス爲メ又法律ノ人ニ刃セシモノヲ罰スルハ其所爲チ惡ミテナ  
 リ是ヲ以テ法律ハ惡意アリテ人ニ刃セシモノニアラサレハ罰セス斯  
 ノ如ク例外アルコトヲ知ラスシテ論スル場合チ偶有ノ過ト云フ  
 此偶有ノ過ナルモノハ原則チ事實ニ適用シ損ヒタル者ナルヲ以テ此  
 過チ摘發センニハ先ツ原則ノ精神ヲ研究シ次ニ事實ノ如何チ調査セ  
 サル可カラス判決ノ爲メ損ヒナヅセハ此ノ過ノ多クアルコトヲ知ラ  
 ル可キナリ

第二項 偶有轉換

偶有轉過ハ偶有ノ過ノ顛倒セシモノナリ即チ縷々ト取除ノ場合チ述  
 へ立テ故ニ然リト全体ニ論及スルモノナリ是レハ誹謗ノ如キ宜シカ  
 ラサル場合ニ多ク用ヰルモノナリ  
 又特殊ノ場合ヨリ特殊ノ場合ニ論及スルモノアリ例へハ彼ノ大閤記

不法斷案ノ過

ノ狂言ニモアル如ク

第一 成湯周武ハ臣下ノ分トシテ其君ヲ放チ若クハ弑シテ尙ホ

聖人ト崇メラル

第二 惟任光秀モ亦臣下ノ分トシテ其君ヲ弑セリ

第三 (故ニ)惟任光秀モ亦聖人ト崇メラル可シ

ト云フカ如キ類是ナリ此類ノ過ハアリストテリース氏ノ類別ニハ見ヘサレトモ缺ク可カラサルノ補遺ナリトス

第三項 不法斷案ノ過

不法斷案ノ過ヲ講述スル前ニ一言ス可キハ道德ノ主義ト論理トヲ區別スルコト是ナリ例ヘハ白痴癡癲者ノ云フ所ニテモ其言正シケレハ之レヲ採リ又賢人トカ或ハ高位高官ノ人ノ云フ所ニテモ其言正シカラサレハ之レヲ用非サルハ正當ノコトナリ孔子モ時アリテハ狂者ノ

言ヲ採レリ故ニ其言ヲ採リテ其人ヲ採ラサレハ則チ可ナリトス然ル  
 ニ兎角世人ハ人ニ由リテ議論ヲ取捨ス是レ人物ニ由リテ眞理ヲ取捨  
 スルモノト謂フ可シ  
 凡ソ己レノ欲スル所ヲ以テ人ニ施スハ是レ道德ノ教ナリ故ニ己レノ  
 出來サルコトヲ以テ人ヲ責ムルハ過ナリ然レトモ論理ニ於テハ斯ノ  
 如キモ亦確論ナリ余ノ本日講スル所モ余ニ於テ悉ク之ヲ實施シ得ル  
 ト云フニ非ス唯論理ノ教ナレハ申スナリ  
 却說不法斷案ノ過トハ無理無体ニテモ人ヲ毀損セントスル惡手段ヲ  
 云フナリ

第一 甲論者アリ乙論者ヲ毀損セントス而シテ甲ハ見識高キ名家ニ  
 シテ乙ハ凡庸ノ俗人ト假定ス可シ此場合ニ於テハ甲ノ說ハ兎テモ乙  
 ノ肚裏ニ入ル氣遣ナシ故ニ相互ニ其情ヲ知ラサル可シトサレハ乙ニ

於テハ甲ノ説ハ判ラストモ思ハス甲説ヲ誤解シテ駁撃ヲ試ムヘシ之ヲ第一種トス

第二 甲乙互ニ其情ヲ明ニ知リ合ヒ甲ノ云フ所ハ乙能ク之レヲ知ルト雖モ甲説ニ服従スルヲ快トセス強テ字面又ハ文章或ハ其適例ヲ攻撃ス俗ニ所謂人ノ上ケ足ヲ取ルモノ是レナリ之ヲ第二種トス

因曰 議論ヲ爲スニ當リ本旨ヲ擱キ唯其支葉ニ移リテ喋々スルモ亦此中ニ入ル可シ何トナレハ本ヲ攻撃スルコト能ハサル故ニ末ニ喋々スレハナリ

第三 議論ノ確實適當ナルハ暫ク措キ文章モ亦他人ニ指撃セラレ廉ナキ人ヲ攻撃センニハ其人物ヲ攻撃スルヨリ外ニ手段ナシ是レ議場ニ於テ多ク其例ヲ見ル所ナリ即チ其攻撃ノ方法ニ究シ容貌、體度、品行ハ云フニ及ハス遂ニハ一家内ノ密事ヲモ漏スニ至ル斯ノ如キハ正

當ニ議論ヲ爲スコト能ハスシテ唯人ヲ嘲弄スルモノナリ之ヲ第三種  
 トス  
 第四又議論文章ハ勿論平常ノ品行ト云ヒ風采ト云ヒ一点ノ非ヲ容  
 ル、コト能ハサル人ニ對シテ攻撃ヲ爲サントスルニハ無智ノ輩ヲ集  
 メテ得意ニ其人ヲ撃ツモノナリ五六年前マデハ政談演說會ナドニ於  
 テ隨分多ク此類ノ人ヲ見受ケタル様ニ覺ユ是レ無學文盲ノ細民ヲ煽  
 動シテ論敵ヲ挫折セントスルモノナリ之ヲ第四種トス  
 以上列記セシ四種ハ何レモ御耻ガシキコトニシテ第一ハ無學ヲ公ケ  
 ヲ知ラスルモノナリ第二ハ度量ノ狭キヲ人ニ知ラシメ第三ハ小人タ  
 ルノ謗リヲ免レサルモノニシテ第四ハ愚人タルコトヲ人ニ示スニ外  
 ナラス故ニ論法ヲ學フ者ハ熟慮シ勉メテ不法斷案ノ過チ避ケサル可  
 カラス

不應推續  
ノ過

Non sequitur or  
Fallacia non consequentis

伏藏斷案  
ノ過

Petitio prinpiici.

第四項

不應推續ノ過

凡ソ事ヲ論斷スルニハ證據充分ナラサル可カラス否ラサルモノチ不  
應推續ノ過ト云フ此過ヲ爲ス者比々皆然リ元來何事ニテモ多數ノ者  
是トセハ之レチ是トシ非トセハ之レチ非トセサル可カラス政府ヲ評  
スルモ亦然リ邂逅批難ス可キコトアルモ大部分ニ於テ探ル可キコト  
アレハ其政府ハ良政府ナリト謂ハサル可カラス然ルニ其政府ニ於テ  
些少ノ失策アルモ之ヲ指摘シテ善事ハ是レ偶然ノ出來事ノ如ク云ヒ  
做スハ畢竟其政府ヲ誹謗シタルモノナリ

第五項

伏藏斷案ノ過

伏藏斷案ノ過ノ委シキコトハ之レチ省カン凡テ論斷ハ證明ニ依ル即  
チ豫メ原則ヲ掲ケ之ニ依テ論斷スルコトナリ然ルニ其道ニ出テス證  
據擧ラサルチ擧リタル様ニ見セ掛ケテ爲スコトアリ例ヘハ日本刑法

百三十四  
ニ明文ナクシテ實際刑罰ヲ加フルコト能ハサル被告人アラシキニ社會  
ノ安寧上之レヲ罰セサル可カラサル場合ニ於テ先ツ政府ハ其犯罪ニ  
適用シ得ル丈ケノ箇條ヲ附ケ加ヘテ該被告人ヲ罰スト假定セヨ是レ  
法律ヲ既往ニ遡ラシメタルモノナリ斯ノ如キハ原則ハナケレトモ勢  
ヒ罰セサルヲ得サル故罰シタルモノニシテ犯罪ノ證據ナクシテ罰セ  
ラレタルナリ即チ伏藏斷案ナリ又有名ノ哲學者デカールト氏ノ自ラ信  
シテ用井タル原則ニ

自ラ信シテ疑フコト能ハサルモノハ實際ニ於テモ亦確實ナリ  
ト之レヲ事實ニ照スモ猿蟹合戦ノコトハ小兒固ヨリ之レヲ信ス又此  
世ニ幽靈ナルモノ、ナキコトハ人ノ知ル所ナリ然レトモ小兒ハ古老  
ノ言ヲ飽迄モ信シテ疑ハス然レハ是レハ實際ニ於テアルモノカト問  
フハ氏ノ言ニ從ヘハ在リト答ヘサル可カラス氏ノ原則ノ不當ナル以

テ知ル可キナリ氏ノ斯ノ如キ原則ヲ考ヘ出シタルモ畢竟宗教上ヨリ  
出來タルモノナリ今夫上帝ノ存在ハ證明モ出來ス又其不存在ナルコ  
トモ證明シ得ラレサルナリ然ルニ氏ハ上帝ノ存在ハ人間ニ於テ何程  
考フルトモ疑フコト能ハサルコトナレハ上帝ハ勿論存在スルナリト  
云ハレタリ是レ又伏藏斷案ナリ  
ベンザム氏ニ由レハ不明ノ言ヲ以テ人ヲ攻撃スルモ亦伏藏斷案ナリ  
ト例ヘハ憲法ニ違背スル旨ニテ論者ヲ攻撃ス然ルニ其憲法トハ如何  
ナルモノカ又其第何條ニ由リテ不可ナルカ證明スルコト能ハサルト  
キハ是レ證據ナクシテ論斷スルナリ又平常ノコトナルカ余ノ牛肉ヲ  
食スルトキ友人來リテ牛肉ヲ何ノ爲メニ食スルカト云ヘハ先ツ滋養  
物ナルカ故ナリト答フ其滋養物トハ何ソヤ學理上之レヲ證明スルハ  
難キコトナリ又此燈ハ大ニ光ルト云ヘハ電氣燈ヲ點セシカ故ナリト

Non causa pro causa.

原因相違ノ過

Fallacia pluriam interrogatioum.

多問ノ過

答フ是レ毫モ答辨ニ非ルナリ問フ者ハ何故ニ此燈ハ多分ノ光ヲ發ス  
ルカト聞キタルニ唯電氣燈ヲ點シタルカ故ナリト云フハ燈名ヲ述ヘ  
タルニ過キス電氣燈ナレハ何故ニ此光ヲ發スルヤ其理ヲ説明セサル  
可カラス右等ノ答ヲ説明ト心得ル杯ノ過チハ本項中ニ入レテ不可ナ  
キナリ

第六項 原因相違ノ過

原因ノ相違トハ歸納法ノ遣リ損ヒナリ譬ヘハ鳥啼カ惡キ故何カ凶事  
アル可シ又彗星カ現ハレタルヲ以テ天變アリ昨夜ハ夢見ガ好カラサ  
ルヲ以テ今日ハ損耗ヲ爲スト云フカ如キ類ナリ

第七項 多問ノ過

凡議論スル時ニハ論點ヲ細別シテ之ヲ條款ニ分チ明瞭ニ議論ス可シ  
然ルニ多クノ論點ヲ無茶ニ混雜ヒシメ一處ニシテ議論スル如キハ必

何トナレハ論點定マリシ後審問ノ際之ヲ證明スルコトハ必  
 要ナリト雖モ訴答ノ間ニ於テ之ヲ掲クヘカラス抑訴答書類  
 ナ認ムルノ目的ハ其論點トナルヘキ事實ノ性質及其何物タ  
 ルヲ簡明ニ記シ判事ヲシテ之ヲ知ラシムルニアリテ未タ其  
 爭點トナル事柄ハ果シテ眞ナリヤ否ヲ證明スヘキノ時ニア  
 ラサルナリ是レ第二原則ノ其證據ノ如何ヲ記スルヲ禁スル  
 所以ナリ例ヘハ被告カ原告ノ財産ヲ差押ヘタリトノ訴訟ヲ  
 ナスニ當リ丙ハ被告カ之ヲ差押ヘシチ目撃セリ等ノ證據ヲ  
 記スルヲ要セス只原告ハ其財産ヲ差押ヘラレシ事ヲ記スル  
 ナリテ足レリトス要スルニ本則ノ命スル所ハ被告カ財産ヲ  
 差押ヘタリトノ事ノミチ簡明ニ記スヘシト云フコアレハ十  
 リ然シテ若シ答書ニ於テ被告ハ其差押ヘノ者ヲ拒絕セシト

第三

キハ原告ハ對審ノ際證人ヲ以テ之ヲ證明スヘキモノトス  
 記入スヘキ事柄ハ爭點ニ適切ナル于係ヲ有スルモノニ限ル  
 ハシ而シテ之ヲ記スルニ最モ明確ナルヲ要ス  
 之ヲ説明セハ其依テ以テ爭ハントスル所ノ事實ニ關シ一般  
 法律ノ結果ヲ舉示セハ可ナリ其結果ヲ生セシ所ノ事柄或ハ  
 之ヲ確ムルノ證據ニ至リテハ之ヲ記入スルヲ要セサルモノ  
 トス例ヘハ乙ハ甲ノ地面ニ侵入セリトノ訴訟ナル時ハ乙ハ  
 只甲カ所謂侵入セシ土地ハ是レ天下ノ道路ナリトノコトノ  
 ミヲ答ヘ其道路ノ土地タル如何シテ道路ニ變セシヤヲ記入  
 スルヲ要セサルモノトス更ニ之ヲ換言セハ其土地ノ果シテ  
 道路ナリトノコトヲノミ記スルヲ以テ足レリトス即チ訴答書  
 ノ目的トスル所ハ其一般ノ結果ニヨリテ現出スル所ノ事柄

原則第四

第四

類ヲ示スニアリ故ニ若シ之ヲ措キテ記入セサルコトアルト  
 キハ設令其事柄ノ由テ生セシ所以即チ證據ヲ記シ他ニ備ハ  
 ル所アリトスルモ其書類タル訴答書類ノ完全ナルモノトナ  
 スヲ得サルナリ  
 訴答書類ニ記入スヘキ適切ナル事柄ハ事實ニ於テ眞正ナリ  
 而シテ法律ニ於テ十分有効ノモノナラサルヘカラス  
 若シ其記入セシ事柄ニシテ眞ナラサル時ハ直チニ其眞ナラ  
 サルコトヲ以テ答辯シ又若シ其法律ニ於テ争點ヲ確ムルニ  
 足ルヘキ十分効力アルノ事柄ナラサル時ハ之ヲ法律上完全  
 ナラサルモノトシテ之ニ答辨スルヲ得ヘシ然リ而シテ若シ  
 其事實ニ於テ眞ナラサルノ答辨ヲナシ其實ニ然ルモノナル  
 コト明ナル時ハ茲ニ於テ争訟ヲ了ヘタルモノトス何トナレ

訴訟法

八十九

ハ原告ノ請求スル事柄ハ己ニ之ニ由リテ消滅ニ歸スレハナ  
 リ若シ又其法律ニ於テ充分ナラサル時ハ以テ法律ニヨリテ  
 直ニ其争訟ヲ定ルモノトス故ニ訴答書類ヲ認ムルモノハ此  
 事實ト法律トノ問題ニ關シ其正直又ハ充分ナラサルコトア  
 ル時ハ以テ其争訟ヲ結了スルモノナル事ヲ遺忘スヘカラス  
 訴狀認メ方ノ規則ニ就キ一々茲ニ其個條ヲ叙列スルコトヲ欲セスト  
 雖モ右ノ原則ニ由リテ明ナル如ク其目的ハ兩造ヲシテ其請求スル所  
 ニ適切ナル事柄ヲ明確ニ列記シ一ノ論點ニ歸着スルニ適切ナルノ道  
 ヲ得ルノ手續ヲ規定スルニアルナリ以上ノコトヲ換言セハ原告カ訴  
 狀ヲ記スルニ當リ先第一ニ被告ノ義務ノ依リテ起リシ事柄ヲ記シ然  
 シテ若シ被告ノ負ヒシ義務ニシテ一般人ニ對シ負フ所即チ毆打等  
 リシ時ハ法律ハ既ニ其責任ノ何物タルヲ知レルヲ以テ原告ニ於テ殊

則ルノ規  
答書ヲ認

ニ其義務ノ性質等ヲ記スルヲ要セサルナリ次ニ記スヘキ事柄ハ其被告ハ應サニ務ムヘキ責任ヲ破リタリトノ事ヲ支フヘキ十分ノ事柄是ナリ次ニハ原告カ爲メニ蒙リシ損害ノ結果ト及ヒ其多寡トヲ記シ終リニ於テ其請求セントスル所ヲ記スヘキモノトス  
今契約ノ例ヲ引キテ之ヲ説カンニ茲ニ甲乙二人アリ甲ハ乙カ破約ヲ訴ヘンニ第一甲乙共ニ契約ヲ結ヒタル事第二乙ハ其約ニシ所ヲ履行セサリシ事第三爲メニ甲ノ蒙リシ所ノ害ハ何ナリヤ又其大小如何第四其損害ヲ辨償セシメンカ爲メ得ント欲スル所ノ請求如何ヲ記スヘキナリ訴狀ノ次ニ來ルモノハ答書ナリ答書ノ性質ハ書キ方ニヨリ訴訟ヲ延滞セシメ又ハ論點ヲ得ルト失フトノ結果ヲ生スヘシ因テ答書ヲ認ムルノ規則ヲ論スルハ次ノ順序ナリトス其規則左ノ如シ

第一 訴訟ノ后相手ハ必ス其訴狀タル法律ニテ不充分ナリト爲ル

答辨ヲ爲スカ又ハ訴狀ヲ拒絕スルノ答ヲ爲スカ又ハ其訴狀  
 ハ事實ヲ承認スルモ新タニ事實ヲ掲ケテ争ハサルヘカラス  
 第二 相手ニ於テ己レカ陳述シタル事實ヲ拒絕スルトキハ必ズ茲

第三 論點ヲ定メサルヘカラス  
 相手ノ掲出シタル論點適切ナルモノナル時ハ之ニ應セサル  
 ヘカラス

右三則ノ大畧ヲ陳ヘンニ第一ノ規則ニ訴狀ニ記シタル事實ニシテ法律  
 ノ以テ充分ナリトスルモノナラサルトキハ第一則ニ依リテ以テ茲ニ争  
 フヘキナリ而シテ若シ兩造ノ争フ所事實ニ歸スル時ハ第一則ト第二  
 則ニ因リテ事實ノ争點トシテ論點ヲ定ムヘキモノナリ而シテ第三則  
 ニ因ル時ハ其論點タル事實ニ歸スルト法律ニ皈スルトヲ問ハス之  
 ニ因リテ以テ應シ必ズ茲ニ論點ヲ甘結スヘキモノトス

右ノ規則ヲ學ハント欲セハ答辨ノ性質ト其種類トヲ論セサルヘカラ  
 ス凡ソ答辨ニ二種アリ一ハ其結果タル只對審ヲ延引セシムルニ止マ  
 ルモノ二ハ訴訟ヲ結了スルノ効アルモノ是レナリ(第一種ノ説明ハ本  
 章ニ必要ナラサルヲ以テ暫ク之ヲ略ス)

訴訟ヲ結了スルノ効アル答辨ハ其訴狀ニ答ヘシモノニシテ之一對シ  
 テ下セル判決ハ則チ兩造間ノ爭ヲ裁判スルモノナリ又此事件即チ同  
 事件ニ就テハ再訴スルノ權ヲ消滅スルモノトス然リ而シテ此答辨ニ  
 三類アリ(第一)原告ノ訴狀ニ記入セシ事柄ノ全部若クハ其要部ノ真正  
 ナラサルヲ答辨スルコト之ヲ名ケテ事實ヲ拒絕スルノ答辨ト云フ(第  
 二)訴狀ニ記入シタル事柄ノ真正ナルハ被告ニ於テモ之ヲ認了スト雖  
 モ其事件タル法律ニ於テ要スル所ノ出訴ノ理由ヲ示スニ十分ナラサ  
 ルコトヲ以テスルモノ即チ原告ハ其自カラ提出セル事柄丈ケヲ以テ

請求スル理由ナシトノ答辨スル之レヲ名ケテ「法律ノ答辨」ト云フ(第三)
 訴狀ニ記載シタル事柄ノ眞正ナルハ之ヲ認了スト雖モ他ニ或ル事柄
 アリテ其訴狀ニ記載シタル事柄ノ効力ヲ消滅スルノ力アリトノ答辨
 是レナリ之ヲ名ケテ「事實ヲ承認スルモ更ニ新事ヲ提出スルノ答辨」ト
 云フ今此三類ノ答辨ヲ説明スルニ例ヲ以テセンニ甲ハ乙ニ向ヒテ乙
 ハ新平民ナリトノ事ヲ言ヒシニ依リ乙ハ甲ニ讒謗セラレタリトノ訴
 ヲ起シタリ於是甲ハ之ニ答へテ曰ク余ハ乙ニ向ヒテ新平民ナリトハ
 曾テ發言セシ事ナシト是レ即チ第一類ノ答辨ナリトス若シ甲ハ其乙
 ニ向ヒテ乙ハ新平民ナリト言ヒシハ實ニ甲自ラノ言ナリキ然レトモ
 之ヲ以テ法律上ノ讒謗ト爲スヲ得スト云フ時ハ是レ第二類ノ答辨ナ
 リトス然シテ甲若シ之ニ答へテ余ノ新平民ナリト云ヒシコトハ余ニ
 於テ自カラ之ヲ知ル然レトモ乙ノ新平民ナルコトハ眞實ニシテ敢テ

余ハ新平民ナラサル者ニ向ヒテ新平民ナリトノ譏謗ヲ爲シタルニア  
 ラスト是レ即チ第三類ノ答辨ナリトス  
 前ニ述ヘタル如ク訴答書類認メ方ノ規則ヲ設定セシ目的ハ争點ヲ定  
 ムルニアリ然シテ之ヲ定ムルニハ即チ上ニ述ヘタル訴答書類認メ方  
 規則ノ詳密ナルモノト之レニ對スル二種三類ノ答辨トニ據リテ探究  
 論議スヘキモノトス  
 以上ヲ以テ答辨ノ何物タルヲ畧述セリ然レトモ若シ二種三類ノ答辨  
 ナ以テ其事柄ノ眞ナルコトヲ證スルトモ之ニ付テ更ニ一ノ争ヲ起シ  
 再三再四之カ答辨ヲ爲スコトアリ此場合ニ於テハ二種三類ノ答辨中  
 其一ヲ擇ミ以テ終ニ論點ヲシテ一ニ歸定セシメサルヲ得ス此ノ如ク  
 シテ來ルヘキノ論點ハ一方ニ於テ其眞ナルコトヲ主張シ他ノ一方ニ  
 於テ之ニ反スルニ其僞リナルコトヲ以テスル所ノ事實若クハ法律ノ

問題ナリトス(兩種問題ノ何物タルハ茲ニ之ヲ畧ス明法誌林第九十八  
號ヲ參觀ス可シ)  
事實ト法律トノ問題ヲ問ハス之ヲ裁判セシ以上ハ即甲カ乙ヲ新平民  
ナリトハ云ハサリシコトニ裁決セシ時ハ乙ハ其損害ヲ甲ニ向ヒテ請  
求スルヲ得ス若シ又甲ハ乙ヲ新平民ナリト云ヒシモ其事實タル訴權  
ヲ支フルニ十分ナラス又ハ其事實ノ真正ナルカ爲メ法律上ノ讒謗ナ  
ラスト判決セハ原告ノ請求立ダスシテ即チ出訴スルニ足ルノ事柄ヲ  
有セサルモノトス  
始メ此規則ヲ發明セシ所ノ目的タルヤ訴答書類ヲ書クニ當リ常ニ裁  
判ノ基礎トナルヘキ事柄ニ付キ兩造爭フ所ノ法律ノ點又ハ事實ノ點  
ヲ繰出シ一方ニ於テ之ヲ爭ハントシ他方ニ於テハ之ニ應シテ論點ヲ  
得ルニアリ原語之ヲ(一)いしゆ(二)ト云フナリ

夫レ(いしゆう)ハ必ス其訴訟ノ問題ニ適切ナルモノナラサルヘカラス  
若シ其適切ナラサルモノナル時ハ無用ノ長物ニ屬スルノミ尙ホ之ヲ  
詳言セハ訴狀ノ書キ方ハ無用ノ争點ヲ除キ有用ナル争點ヲ書クニア  
リ故ニ論點ハ最適切ナルヲ要ス  
訴訟ハ都合ニヨリ適切ナル争點ニシテ一個以上生スル事アリ例ヘハ  
契約ノ履行ヲ訴フルニ當リ一方ニアリテハ被告ニ契約履行ヲ釋放シ  
タリト云ヒ又被告カ契約ヲ結ヒタル時脅迫ニ因リテ締結シタル者ナ  
ルヲ以テ無効ナリトスルコトアル是ナリ然レトモ其孰レヲ以テ答辨  
スヘキヤヲ定ルハ獨リ應答記者カ左ノ規則ニヨリ之ヲ定ムルコトア  
ルノミ  
若シ二個ノ争點アル時ハ其二個共ニ判決ヲ爲サ、ルヘカラス然ルニ  
前文ノ例ノ如キ一ノ訴訟ニシテ二個ノ争點ヲ生スルモ其一孰レカヲ

定ムルトキハ訴訟ヲ決スルニ充分ナリトス即チ契約コシテ始ヨリ無効ナリト判定スルトキハ茲ニ其訴訟ヲ決スルヲ得ヘキモノナレハナリ故ニ何ノ訴訟タルヲ問ハス其現狀ヨリ之ヲ觀レハ一個以上ノ論點ヲ有スルカ如クナルモ能ク其起源ニ遡リ之レヲ審按スレハ必ス一ノ論點ニ據リテ之ヲ決スルヲ得ヘキモノナリ故ニ論點ハ單一ナルヲ要ス

又真正ノ論點ヲ得ントセハ暗中ニ物ヲ搜索スルカ如キ漠然ニ事實ノ記入ヲ爲スヘカラス必ズ其詳細ナルヲ要ス

故ニ訴訟法規ノ要スル所ハ第一ニ原被ノ論點ヲ決スルニ至ラシメ次に之レヲシテ適切ナラシメ次に之レヲシテ單一ナラシメ次に之レヲシテ詳細ナラシムルニアリ此他尙ホ陳辨ノ曖昧ナルコトヲ省キ審理延滞ノ患ヲ減スルコトヲ勉ムヘキナリ

次ニ説明スヘキハ事實ト法律ノ問題ナリ  
 凡ソ裁判所ニ於テ訴訟ヲ受理セシ以上ハ審理ノ未必ス被告ヲシテ其  
 負擔スル所ノ義務ヲ履行セシメ或ハ被告ヲ罰シ或ハ法律ヲ犯シタル  
 カタメ生セシ所ノ損害ヲ償ハシムルノ處分ヲ爲サ、ルヲ得ス然リ而  
 シテ此三種ノ裁判ヲ下スノ前ニ當リ之カ裁判官タル者第一ニ明カニ  
 スヘキ所ハ原告カ訴出セシ所ノ被告カ負擔セル義務ハ果シテ現存ス  
 ルヤノコト第二ニ被告ハ果シテ其負フ所ノ義務ヲ履行セザリシヤ否  
 ヤノコト是ナリ  
 凡ソ法律ノ人民ニ對シテ定ムル所ノ義務ハ其人々ノ位地ニ依リテ異  
 同アリ例ヘハ惡犬ヲ畜フニ付キテ注意ヲ用フヘキ義務又ハ銃砲ヲ貯  
 藏スル人ノ注意スヘキ義務ノ如キハ只其犬ヲ飼ヒ銃ヲ貯フル人ノミ  
 ニ關シテ存在スル者ナルカ故ニ之ヲ特別ノ義務ト云フ而シテ一般ノ

義務ハ人ヲ害スル勿レト云フ然レトモ時トシテハ正當防衛ニヨリテ  
人ヲ害スルコトアリ其他謀殺故殺過失殺等ハ均シク人ヲ害スルモノ  
ナリト雖モ其人々ノ位地ニ由リテ之ヲ問フト問ハサルノ別アリ從フ  
テ又罪ニ大小アリ罰ニ輕重ノ別アルカ如シ其他民事ニ於テモ犯法者  
ノ當時ノ當情如何ニ由リテ損害ノ義務ニ多少ノ差異ヲ生スルモノト  
ス夫レ此ノ如ク人々ノ位地ニ由リテ其義務ノ程度ヲ異ニスルカ故ニ  
裁判官タルモノ一ノ判決ヲ與ヘ以テ法律ノ委スルトコロヲ被告ニ於  
テ履行セシムルニハ左ノ問題ノ幾部若シクハ全部ヲ精究セサルヲ得  
ス

第一 被告ノ位地

第二 若シ果シテ原告ノ請求スル所ノ義務アリトセハ被告ハ第一  
ノ問題ニ就キテ定ムル所ノ位地ニ居リ其義務ヲ負フヤ否ヤ

第三 被告カ爲シタル所ハ如何又爲サ、ル所ハ如何

第四 被告カ爲シ若クハ爲サ、ル所ハ果シテ義務ヲ破リシモノト云フヘキカ

第五 被告カ義務ヲ破リシカ爲メ生セシ所ノ結果ハ如何及ヒ由テ生セシ損害ノ性質ト其高トハ如何又或ル場合ニ於テ被告カ爲シ若クハ爲サ、ルノ當時其心況ハ如何即チ善意ナルヤ惡意ナリヤ

第六 此ノ如キ場合ニ於テハ如何ナル罰ニ處スヘキカ如何ナル損害ノ辨償ヲ命スヘキカ

上ニ列舉セシ第一第三第五ノ問題ヲ定ムルハ全ク事實ニシテ其第二第四第六ハ法律ノ問題ナリトス法律ノ問題ハ政府カ豫定セシ所ノ法律ニ由リテ之ヲ定ルヲ得ヘシト雖モ事實ノ問題ハ時ト場合トニ由リテ變更スル者ナルカ故ニ之ヲ豫定スルヲ得ス然シテ法律ニ於テ定ム

ル場合ハ只如何ナル手續ニ由リテ事實ノ審理ヲ執行スヘキヤノコト  
 タルニ過キサルナリ  
 左ニ刑法契約法私犯法ニ關スル所ノ例ヲ舉ケテ前文ノ意ヲ説明スヘ  
 シ  
 第一甲ハ鐵砲ヲ以テ乙ヲ殺シタリトセンニ此ノ場合ニ於テハ前ニ述  
 ヘタル第一ヨリ第六迄ノ問題ヲ悉ク適用スルヲ要セサルナリ即チ其  
 第一ハ此ノ場合ニ問フヲ要セス何トナレハ凡ソ人ヲ殺ス勿レトハ法  
 律ノ一般ニ命スル所ニシテ即チ刑法ナルモノアリ故ニ甲ハ特別ノ位  
 地ヲ占ムルヨリシテ生スルノ義務ヲ負フモノニアラサルヲ以テ之ヲ  
 訴出スルカ爲メ特ニ他ノ事柄ヲ提出スルヲ要セス即チ判官ハ直チニ  
 第二ノ問題ニ移リテ審理スヘシ何トナレハ刑法ハ社會一般ノ法律ニ  
 シテ判官ハ甲カ犯セシハ社會一般ニ對スル天下ノ法律ナルヲ知レハ

ナリ  
 次ニ第二ノ問題ニ移リ法律ニ於テ定メタル正當防衛及ヒ其他ノ特別  
 ナル事情アルノ外甲カ乙ヲ砲殺スヘガラサルノ義務ヲ負ヘルヤヲ詳  
 カニサセルヲ得ス  
 次ニ第三ノ問題ニ於テ探窮スヘキコトハ果シテ甲ハ砲撃セシヤ且ツ  
 其砲撃ノ所爲ハ刑法通則ニ於テ人ヲ殺傷スルコトヲ禁セシ例外ノ場  
 合ニ於テ爲セシモノナルヤノコトナリ第四ノ問題ハ其砲殺ノ所爲カ  
 果シテ甲ノ負フ所ノ義務ニ違背セシヤニアリ第五ニ於テ問フヘキコ  
 トハ此砲殺ハ果シテ乙ノ死ヲ來シタルモノナリヤ又甲カ砲殺ノ所爲  
 アリシ時ニ當リ其意思ハ如何即チ刑法ニ於テ刑罰ヲ論スルニ當リ其  
 懲罰ノ輕重ハ結果ニ由ラスシテ多クハ犯罪者ノ意思ノ有様ニ由リテ  
 之ヲ定ムルモノトス故ニ此問題ハ彼ノ民事犯ノ損害要償ノ高ヲ定ム

訴訟法

百三

ルト同一ノ位地ニアルモノトス第六ノ問題ハ以上ノ問題定マリシ後  
ニ於テ果シテ之ニ刑罰ヲ科スヘキヤ若シ果シテ刑罰ヲ科スヘキモノ  
トセハ如何ナル刑罰ナリヤノコトヲ定メ然ル後ヲ始メテ之カ裁判ヲ  
下スヲ得ヘキナリ

以上ハ刑法ニ關スル問題ヲ採リテ彼ノ六箇ノ問題ヲ説明セシカ次ニ  
ハ契約ノ問題ヲ擧ゲテ之カ適用ヲ説述スヘシ

甲ナル製造會社アリ期限ヲ定メテ乙ニ其製造品ヲ引渡スノ約アリシ  
ニ中途ニシテ甲ハ其期限通り履行ヲ爲サ、リキ此事實ニ就キテ彼ノ  
六箇ノ問題ヲ適用セハ即チ左ノ如キ研窮ヲ爲ス可キナリ

第一問題ノ下ニ於テ問フヘキコトハ果シテ甲乙ノ間ニ此契約アリシ  
ヤ否ヤノコト是ナリ若シ契約法ノ目的ハ何人ト雖モ一ノ契約ナル所  
爲ニ由リテ法律上ノ關係ヲ生セントシ若クハ此關係ヲ生セシモノ、

- 二 Acceptance
- 三 Proposal
- 四 Consideration.

争訟ヲ起シタル時ニ當リ之ヲ斷定スルノ規則ヲ集メタル者ナルカ故  
 ニ之ヲ社會一般ヨリ觀ルトキハ特別ノ事柄ニ属スルヲ以テ問ハスシ  
 テ當然契約アリシモノト認定スルヲ得ス即チ其果シテ契約アリシヤ  
 否ヤヲ定ムヘキナリ而シテ之ヲ定ムルニハ<sup>三</sup>「ふるば」<sup>ニ</sup>「わくせぶ」<sup>ニ</sup>  
 んすノ問題ニ就テ研窮セサルヲ得ス即チ是レ事實ノ問題ナリトス  
 第二ノ問題ニ於テ論スヘキコトハ甲乙ハ其契約ヲ結ヒシカ爲メ果シ  
 テ其義務ヲ負フヤ否ヤニアリ<sup>四</sup>「こんしどれ」しよん資格同意目的等ノ  
 如キヲ定ムルモノニシテ重ニ契約ノ効力及ヒ其説明ノ規則ニ就テ研  
 窮スヘキコトナリトス  
 第三ノ問題ハ此契約ニ就キテハ甲會社カ製作物品ノ引渡ヲ誤リシカ  
 右ノ問題ヲ研窮スル所以ノモノハ固ト契約ハ此等ノコトニ關シ或ハ  
 之ヲ無効トシ或ハ之ヲ取消シ得ヘキノ結果ヲ生スルヲ以テ先ツ之ヲ

審究スルニアラサレハ其契約ノ關係ノ果シテ如何ナルヤヲ知ルヲ得  
 カルニ由ルナリ  
 第四ノ問題ハ然ラハ其所爲ハ果シテ契約ニ違背シタルモノナリヤ即  
 チ是ヲ定ムルニ<sup>五</sup>ぶろみす及ヒ説明ノ規則ニ就テ探窮スヘキナリ  
 第五ノ問題ハ乙ハ甲ノ契約ニ違背セシカ爲メ如何ナル損害ヲ被リシ  
 ヤ是レ事實ノ問題ナリトス  
 第六ノ問題ハ其損害ヲ償フカ爲メ契約者ハ豫メ損害高ヲ定メシヤ又  
 之ヲ定ムルニ如何ナル言語又ハ文字ヲ用ヒシヤ即チ是レ法律ノ問題  
 ナリトス  
 次ニ私犯ノ問題ヲ採リテ説明センニ甲ハ牧畜場ノ柵欄ノ修覆ヲ怠タ  
 リシカ爲メ其家畜逸シテ通路ニ出テ又乙ノ園中ニ侵入シ大ニ乙ニ損  
 害ヲ加ヘタリ依テ甲ニ對シ損害要償ヲ訴ヘタリ

此場合ニ於テ六問題ノ適用ハ次ノ如シ  
第一問此問ヒノ起ル所以ノモノハ凡ソ法律ハ財産法ヲ定メ以テ財産  
ヲ有スルモノ、義務ヲ規定シ又社會一般人ノ其財産ヲ有スル人ニ對  
スル權利ヲ規定スト雖モ法律ヨリシテ觀ルトキハ或ル一箇人ハ如何  
ノ財産ヲ有シ如何ノ權利ヲ握ルヤヲ知ルヲ得ス故ニ又之ヲ規定スル  
ヲ得ス是ニ於テカ第一ノ問題ヲ探窮スルノ必用ヲ生スルモノトス第  
一問ノ下ニ於テ問フヘキコトハ甲ハ牧畜場ノ所有主ナリヤ又家畜ノ  
所有主ナリヤ甲ハ其家畜ヲ牧畜場ニ放チシヤ又柵欄ノ破レシ事情ノ  
外他ニ家畜ノ通路ニ逸スルノ狀況アリシヤ此場合ニ於テ相當人トシ  
テ如何ノ注意ヲ其破柵ニ用フヘキヤ等ノ事實ヲ研究スヘシ  
第二問第一問ニ於テ定メシ所ノ事情アルニ當リ甲ハ果シテ其注意ヲ  
用フヘキノ義務ヲ負ヒシカ

第三問 甲ハ果シテ其注意ヲ用非シヤ否ヤ

第四問 其注意ヲ用ユルコトヲ怠タリシハ果シテ甲ノ負フ所ノ義務ニ  
違背セシモノナリヤ

第五問 柵欄ハ果シテ破損アリシヤ又其破損ハ甲ノ用フヘキ注意ヲ  
加ヘサリシニ由ル者ナリヤ家畜ハ果シテ破柵ヲ越ヘテ逸出セシヤ又  
其家畜ハ乙ノ園中ニ侵入セシヤ其園中ニ於テ家畜ハ如何ナルコトヲ  
ナセシカ終リニ其家畜ノ爲メ乙ノ蒙リシ損害ヲ金錢ヲ以テ計算スル  
トキハ其高如何

第六問 ハ果シテ第五ニ於テ定メシ所ノ損害金ヲ拂フヘキノ命ヲ受ク  
クヘキモノナリヤ果シテ然ラハ其全額ヲ拂フヘキヤ或ハ幾部ヲ拂フ  
ヘキヤ

以上六問題ヲ説明スルカ爲メ刑法契約法私犯法ノ問題ヲ採リシカ其

何レノ問題ナルヲ問ハス第一第三第五問ノ下ニ來ル所ノ種々ノ問題ハ法律規則ノ定メ得サルモノニシテ又其裁判ヲ掌理スル判事ニ於テ豫メ其問題ノ如何ヲ定ムルニ足ルノ事實ヲ知得スル者ニ非ス故ニ其審問ヲ遂クヘキモノナリトス然リ而シテ事實ノ審問ヲ遂ケ此三問題ヲ確定不動ノモノト爲ス以上ハ法律ニ明通スル判事ハ直チニ第二第四ノ法律ニ關スル問題ヲ定メ終リニ第六ノ問題ヲ決定スルヲ得ヘシ即チ此ニ至テ始メテ訴訟ノ裁判ヲ下スヲ得ルモノトス故ニ訴訟ヲ審理スルニ當テハ事實ノ問題ト法律ノ問題トヲ定ムルノ須要ナルコト及ヒ其問題ノ要スル所ノ何タルコトハ諸君ハ此ニ於テ知得セラレシヲ信ス然ルニ此二種ノ問題ハ悉ク判官必ス之カ審理ヲ掌理スルモノナリヤ否ヤヲ探究スルニ英法ヲ基本トセシ邦國ニ於テハ事實ノ問題ハ之ヲ陪審官ニ任シ法律ノ問題ハ之ヲ判事ニ掌ラシム之ニ反シ羅馬

法ヲ基本トシタル邦國ニ於テハ判事ハ二種問題ノ審理ヲ掌リ即チ佛  
 國及ヒ其法理ヲ基本トシタル我日本國ノ如キハ皆然ラサルハナシ  
 蓋シ二種ノ問題ヲ定ムル之ヲ分任スルト否トチ問ハス凡ソ審理ヲ遂  
 シルニ於テハ最モ之ヲ明白ナラシムルヲ主要トス即チ第一事實ヲ審  
 理シ第二法律ヲ適用スルノ順序ヲ誤ラサレハ訴訟ノ運轉スル速カニ  
 シテ復タ淹滯ノ恐レナカル可シ故ニ苟モ訴訟ニ從事スルノ判事若ク  
 ハ代言人ハ常ニ此二種ノ問題ヲ記憶シ之レカ順序ヲ忘却スヘカラス  
 余想フニ現今日本ニ於テ訴訟事件ノ淹滯スル所以ノモノハ官民共ニ  
 訴訟手續ト證據法トノ暗キニ原因スルコト多カルヘシト信ス而シテ  
 其訴訟手續ヲ論シ又證據法ヲ説クニ於テモ常ニ二種ノ問題ヲ腦裏ニ  
 深ク記憶シ之ヲ忘レサルニ於テハ之ヲ論スルニ際シ領解スルコト甚  
 タ容易ナルモノアルヘシ

其理由ハ同一ニアラス知覺ナキ所爲カ何故ニ刑事上ノ責任ナキヤト云フニ所爲ニ必要ナル原素即チ心意ナケレハナリ既ニ心意ナケレハ所爲ニシテ眞所爲ニアラス故ニ刑事上ノ責任ナキハ無論民事上ニモ責任ナキ筈ナリ然レトモ非意ノ所爲ハ何故ニ刑事上ノ責任ナキヤト云フニ原ト不得止ニ出テ、惡ム可キ心底(或ハ惡意ト云フ)ナキカ故ニ法律ハ宥恕シテ其罪ヲ論セサルナリ然レトモ眞正ノ所爲タルニハ相違ナケレハ若シ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキニハ或ハ之ヲ償ハシムルナリ是レ刑事上責任ナシト雖モ民事上責任ヲ免レサル所以ナリ

契約法

第一號答 權利義務共ニ同一ノ行爲若クハ不爲又ハ同一ノ行爲不爲ニ關ストハ若干金額ヲ拂フ義務アラハ其金額ヲ受取ル權利アリ又財產ヲ害セサル義務アラハ之ヲ害セラレサル權利アリテ其權利義務共

ニ若干ノ金額支拂又ハ財産ヲ害セサルニアルヲ云フ

第二號答 其他ノ元素トハ權利者行爲若クハ不爲目的物ノ三者ナリ

但シ權利義務ノ相關スル行爲不爲又ハ有形ノ目的物ナキコトアリ

第三號答 權利ト義務トハ必ス對立併存スルモノニシテ特立スルモ

ノニアラス即チ權利義務ハ法律上ノ一關係ト考エテ不可ナシ今其關係

ノ一端ヲ指シテハ權利ト云ヒ他ノ一端ヲ指シテハ義務ト云フニ過キス

第四號答 山田氏ノ所説ト拙者ノ説明トノ間ニ差アルヲ見ズ質問者

ノ意ヲ解スルヲ得ス

第五號答 約因ノコトハ之ヲ説明スル場所ニ至リテ了解セララルヘシ

第六號答 サブサニノ定義ハ解シ難シ今邦語ヲ以テ之ヲ説明セン

トスルモ得ヘカラス

第七號答 法鎖即チ對人的ノ權利義務ノ範圍確定セルヲ要ストノコ

正 誤

| 號  | 頁  | 行   | 品 | 誤      | 正      |
|----|----|-----|---|--------|--------|
| 二八 | 四三 | 二   | 羅 | 訴訟     | 訴訟     |
| 同  | 四四 | 六   | 同 | 權テ     | 權ヲ     |
| 同  | 五〇 | 八   | 同 | 觀象     | 現象     |
| 同  | 五七 | 四   | 同 | 是要     | 是レ西    |
| 同  | 五八 | 九   | 同 | ヲ      | テ      |
| 同  | 六五 | 二   | 同 | ボリアン   | ボニアン   |
| 同  | 六七 | 五   | 同 | ボニアン   | ボニアン   |
| 同  | 六八 | 三   | 同 | 歷代花王   | 歷代帝王   |
| 同  | 四四 | 一〇  | 差 | ばせつしよん | 「<br>」 |
| 同  | 四八 | 七   |   | 發記     | 登記     |
| 同  | 五〇 | 三   | 同 | すとぶ    | すとつぶ   |
| 同  | 二三 | 見出シ | 私 | 私法     | 私犯法    |
| 同  | 二三 | 五   | 契 | ナサル、   | ナサル    |
| 同  | 二四 | 八   | 全 | 金圓     | 金圓     |
|    |    |     |   |        |        |
|    |    |     |   |        |        |

○廣告

今般司法省ヨリ特ニ本校へ毎年金五千圓宛  
下賜相成候條此段校外生諸君へ御報致候也

明治廿年四月七日

英吉利法律學校

英吉利法律學校規則抜抄

第七章 校外生規則

第一款 講義録

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ  
業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能  
ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ  
本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ  
第三十九條 種類 講義録ハ第一級講義  
録第二級講義録第三級講義録ノ三種  
トス但第三級講義録ハ明治二十年九月  
ヨリ之ヲ出版ス  
第四十條 出版日 第一級講義録ハ毎土  
曜日ニ發兌シ第二級講義録ハ毎水曜日  
ニ之ヲ發兌ス  
第四十一條 紙數 講義録ハ都テ一冊ノ紙  
數九十「ペーシ」ヲ限リトス  
第十二條 記載事件 講義録ハ講義ヲ記載  
スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スル  
モノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラズ本規則ニ

從ヒ校外生クラント欲スルモノハ試驗ヲ  
要セテ何時ニテモ入學ヲ許ス  
第四十四條 教科及修業年限 教科及修業  
年限ハ校內生ニ同シ  
第四十五條 講義録配付 校外生ニハ每週  
一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ  
第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書  
又ハ卒業證書ヲ受ケント欲フルモノハ望  
ニ依リ試驗ノト之ヲ授與スヘシ  
第四十七條 入學手續 校外生クラント欲  
スルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シ  
タル入學證ニ束脩並一ケ月分月謝ヲ添ヘ  
申込ムヘシ  
第四十八條 入學證  
校外生入學證雛形

印紙

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則  
堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也

年月日

宿所族籍身分

姓名印

英吉利法律學校御中

第四十九條 束脩 校外生ハ束脩金五拾錢  
 第五十條 月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金七拾錢ヲ納ムヘシ  
 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ見合フヘシ  
 第五十一條 増金 將來印刷費遞送費等増加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ  
 第五十二條 月謝金不返付 既ニ受領シタル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學スト雖之ヲ返付セス  
 第五十三條 住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ通知スヘシ  
 第五十四條 月謝金遲滯 月謝金不納ニケ月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ  
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續ヲ爲サシムヘシ  
 第五十五條 月謝金送付手續 月謝金ヲ爲替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼吉ニ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ  
 第五十六條 同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス  
 通運會社ニ托シ貨弊ヲ送致スルモノハ配達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ  
 第三欸、校外生質問規則  
 第五十七條 通則 本校々外生講義録ニ登載スル諸課目ニ限リ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切答案ヲ付セサルモノトス  
 第五十八條 質問信書 質問信書ニハ講義録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見出シ難キトキハ此限ニアラス課目丁數ヲ示シ疑問 要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ  
 第五十九條 答案 凡質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ  
 第六十條 問答記載 質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ  
 第六十一條 質問信書名宛 質問信書ハ本校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

英文法律書前金購買者ハ初號ヨリ取纏ノ貴需ニ應ス詳細ノ方法書及ヒ見本ハ二錢郵券封入申越次第送呈ス

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

- 一法學通論毎週法學士山田喜之助
- 一契約法全時法學士方寧
- 一私犯法同上法學士奧田義人
- 一親族法全時法學士山田喜之助
- 一日本刑法同上法學士岡山兼吉
- 一代理法同上米國法律學士菊池武夫
- 一動產委託法同上法學士元田義人
- 一組合同上法學士松野貞一郎
- 一英語學同上菅沼達吉
- 一英國刑法同上法學士植原惟忠
- 一羅馬法同上法學士澁谷懋爾
- 一論理學同上法學士坪井九馬三
- 一判決例同上法學士植村俊平
- 理財學同上法學士駒井重格
- 第二學年
- 一賣買法毎週法學士高橋捨六
- 一不動產法同上法學士伊藤佛治
- 一動產法同上法學士山田喜之助

○ハ參考科  
○ハ科外

一財產法同上法學士增島六一郎

- 一證據法同上法學士岡村輝彦
- 一會社法同上法學士植村俊平
- 一流通證書法同上法學士高橋健三
- 一商船罪法同上法學士松野貞一郎
- 一治罪法同上法學士增島六一郎
- 一訴訟法同上法學士菊池武夫
- 一刑擬律擬判同上法學士植村俊平
- 一判決例同上法學士菅沼達吉
- 一英語學同上植原惟忠
- 一英國法律同上米國法律學士シドモール
- 民刑訴訟演習同上三阪繁人
- 法理學同上法學士工藤則勝
- 成法論同上法學士奧田義人
- 保險法同上法學士高橋健三
- 國際公法同上法學士伊藤佛治
- 第二學年
- 一財產法同上法學士中橋德五郎
- 一破產法同上法學士增島六一郎

一 訴訟 法同上ぱりまごる 土増島六一郎  
 一 保險 法同上法學士 伊藤悌治  
 一 衡平 法同上法科大學卒業生 戸永寛人  
 一 沿革法理學同上ぱりまごる 土増島六一郎  
 一 分折法理學同上法學士 奥田義人  
 一 羅馬 法同上法科大學卒業生 戸水寛人  
 一 國際公法同上法科大學卒業生 植村俊平  
 一 國際私法同上法科大學卒業生 山田喜之助  
 一 判決 例同上法科大學卒業生 植村俊平  
 一 刑擬律擬判同上米國法律學士 菊池武夫  
 一 英語 學 吉田直太郎  
 一 憲 法同上法科大學卒業生 植村俊平  
 一 行政 法同上法學士 江木衷  
 一 米國法律同上米國法律學士 シドモール  
 一 動産差押法 ぱりまごる リツチフヒールド  
 一 訴訟演習同上 三 阪繁人  
 一 藤則勝  
 ○ 第二科教課及受持講師姓名  
 一 第一學年  
 一 英法註釋 每週 法學士 山田喜之助

一 日本刑法同上法學士 岡山兼吉  
 一 マークボー氏  
 一 法律論綱 每週 法學士 馬場愿治  
 一 アンソン氏  
 一 契約 法同上法學士 松野貞一郎  
 一 アンダーヒル氏  
 一 私犯 法同上米國法律學士 菊池武夫  
 一 ストリー氏  
 一 代理 法 每週 同 人  
 一 ストリー氏  
 一 動産委託法同上法學士 元田肇  
 一 ケント氏  
 一 親族 法同上法學士 山田喜之助  
 一 ホロック氏  
 一 組合 法同上法學士 松野貞一郎  
 一 スミス氏  
 一 訴訟 法同上法學士 澁谷慥爾  
 一 ハリス氏  
 一 英國刑法同上 同 人  
 一 スミス氏  
 一 商 法同上法學士 伊藤悌治  
 一 テリー氏  
 一 法律原論同上法學士 藤田隆三  
 一 ゼボン氏  
 一 論 學同上文學士 坪井九馬三

英吉利法律學校規則抜抄

第七章 校外生規則

第一款 講義錄

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ第三十九條 種類 講義錄ハ第一級講義錄第二級講義錄第三級講義錄ノ三種トス但第三級講義錄ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一級講義錄ハ毎土曜日ニ發兌シ第二級講義錄ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙數九十「ペーシ」ヲ限リトス

第十二條 記載事件 講義錄ハ講義ヲ記載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ

從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試驗ヲ要セテ何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業年限ハ校內生ニ同シ

第四十五條 講義錄配付 校外生ニハ每週一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試驗ノト之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲スルモノハ其氏名、族籍住所、年齡ヲ記シタル入學證ニ束脩並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八條 入學證 校外生入學證雛形

印紙

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也

年月日

宿所族籍身分

姓名 年 名 印 齡

英吉利法律學校御中

第四十九條東脩 校外生ハ東脩金五拾錢  
 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金七拾錢ヲ納ムヘシ  
 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ見合スヘシ  
 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ納メシムルコトアルヘシ  
 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學スト雖之ヲ返付セス  
 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ通知スヘシ  
 第五十四條月謝金遲滯 月謝金ハ納二ケ月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ  
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續ヲ爲サシムヘシ  
 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼言ニ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ  
 第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス  
 通運會社ニ托シ貨弊ヲ送致スルモノハ配達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ  
 第三款、校外生質問規則  
 第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登載スル諸課目ニ限リ疑問アルトキハ通信ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切答案ヲ付セサルモノトス  
 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見出し難キトキハ此限ニアラス課目丁數ヲ示シ疑問 要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ  
 第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ付セサルヘシ  
 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ  
 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

英文法律書前金購買者ハ初號ヨリ取纏メ貴需ニ應ス詳細ノ方法書及ヒ見本ハ二錢郵券封入申越次第送呈ス

○第一科教課及受持講師姓名

一財 產 法 同上

○第一科教課及受持講師姓名

●ハ參考科  
○ハ科外

|        |     |        |       |
|--------|-----|--------|-------|
| 一 契約   | 法同上 | 法學士    | 山田喜之助 |
| 一 私犯   | 法同上 | 法學士    | 方寧    |
| 一 親族   | 法同上 | 法學士    | 奧田義人  |
| 一 日本刑法 | 法同上 | 法學士    | 山田喜之助 |
| 一 代理   | 法同上 | 米國法律學士 | 岡山兼吉  |
| 一 動產委託 | 法同上 | 法學士    | 元田武夫  |
| 一 組合   | 法同上 | 法學士    | 奧田義人  |
| 一 英語   | 學同上 | 菅沼達吉   | 植原惟忠  |
| ● 英國刑法 | 法同上 | 法學士    | 植原惟忠  |
| ○ 羅馬法  | 法同上 | 法學士    | 植原惟忠  |
| ○ 論理學  | 法同上 | 法學士    | 植原惟忠  |
| ○ 判決例  | 法同上 | 法學士    | 植原惟忠  |
| ○ 理財學  | 法同上 | 法學士    | 植原惟忠  |
| ○ 第二學年 | 法同上 | 法學士    | 植原惟忠  |
| 一 賣買   | 法同上 | 法學士    | 高橋捨六  |
| 一 不動產  | 法同上 | 法學士    | 伊藤梯治  |
| 一 不動產  | 法同上 | 法學士    | 山田喜之助 |

|         |     |        |       |
|---------|-----|--------|-------|
| 一 財產    | 法同上 | 法學士    | 增島六一郎 |
| 一 證據    | 法同上 | 法學士    | 岡村輝彦  |
| 一 會社    | 法同上 | 法學士    | 植村武夫  |
| 一 流通證書  | 法同上 | 法學士    | 植村俊平  |
| 一 商船    | 法同上 | 法學士    | 高橋健三  |
| 一 治罪    | 法同上 | 法學士    | 松野貞一郎 |
| 一 訴訟    | 法同上 | 法學士    | 增島六一郎 |
| 一 刑擬律擬判 | 法同上 | 法學士    | 增島六一郎 |
| 一 判決    | 法同上 | 法學士    | 植村重明  |
| 一 英語    | 學同上 | 菅沼達吉   | 植原惟忠  |
| ● 米國法律  | 法同上 | 米國法律學士 | 菅沼達吉  |
| ● 民訴訟演習 | 法同上 | 法學士    | 三阪繁人  |
| ○ 法理學   | 法同上 | 法學士    | 三阪繁人  |
| ○ 成法論   | 法同上 | 法學士    | 三阪繁人  |
| ○ 保險    | 法同上 | 法學士    | 三阪繁人  |
| ○ 國際公法  | 法同上 | 法學士    | 三阪繁人  |
| ○ 第二學年  | 法同上 | 法學士    | 三阪繁人  |
| 一 財產    | 法同上 | 法學士    | 增島六一郎 |
| 一 破產    | 法同上 | 法學士    | 中橋德五郎 |

一 訴訟 法同上（ばりまごる） 法學士 增島六一郎  
 一 保險 法同上（ばりまごる） 法學士 伊藤悌治  
 一 衡平 法同上（ばりまごる） 法學士 戸永寬八  
 一 沿革法理學同上（ばりまごる） 法學士 增島六一郎  
 一 分折法理學同上 法學士 奥田義人  
 一 羅馬法同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 國際公法同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 國際私法同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 國決 例同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 刑擬律擬判同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 英語 學 法同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 憲 法同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 行政 法同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 米國法律同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 動産差押法（ばりまごる） 法學士 奥田義人  
 一 訴訟演習同上（ばりまごる） 法學士 奥田義人

一 日本刑法同上 法學士 岡山兼吉  
 一 マークビー氏 法律論綱（二時） 法學士 馬場愿治  
 一 アンソン氏 契約法（二時） 法學士 松野貞一郎  
 一 アンダーヒル氏 一私犯 法同上（二時） 法學士 松野貞一郎  
 一 ストリー氏 一代理 法同上（二時） 法學士 松野貞一郎  
 一 ストリー氏 一動産委託法（二時） 法學士 元田肇  
 一 ケント氏 一親族 法同上（二時） 法學士 山田喜之助  
 一 ホロック氏 一組合 法同上（二時） 法學士 松野貞一郎  
 一 スミス氏 一訴訟 法同上（二時） 法學士 澁谷慥爾  
 一 ハリス氏 一英國刑法（二時） 法同上（二時） 法學士 澁谷慥爾  
 一 スミス氏 一商 法同上（二時） 法學士 伊藤悌治  
 一 テリー氏 一法律原論（二時） 法同上（二時） 法學士 藤田隆三  
 一 セボン氏 一論 學同上（二時） 法學士 坪井九馬三

○第二科教課及受持講師姓名

第一學年

●英法註釋（每週一時） 法學士 山田喜之助

三 藤則勝  
 工 藤則勝

法學士 渡邊安積先生講述

々掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡

法學士 渡邊安積先生講述

# 羅馬法 完

最上等洋綴 定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ  
賣渡ス 但郵便税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カルハ  
博士イェリシグ氏曾テ謂ヘルコトアリ曰  
ク羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一  
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權  
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英言  
利ノ法理學士メイン氏モ亦曰ク羅馬法ハ  
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ  
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ  
根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ  
摸範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進步セ  
ント欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入  
スル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則  
世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ  
改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈  
一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可ナ  
ランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴  
リタル者世甚希ナリ本書ハ則テ法學士渡  
邊安積君カ先ニキ東京大學ニ於テ講述シ  
タルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬  
法ノ原理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歴

々掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡  
藏ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通  
ノ法律書數白卷ヲ有スルニ倍セン  
發兌 東京馬喰町二丁目 島村利助  
全本郷春木町三丁目 全支店

## 訴訟鑑定約定起算相談

バリストル 法學士 增島六一郎 英米  
ノ實地ヲ研究スルノ後 第一看 法律  
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然  
終ヒニ救フニ道ナ 地方事件 依テ通  
キモノ少ナカラス

信局 子置 代官 鑑定辯護立  
取引等ニ關 相談 害失敗ヲ 未萌ニ防ク  
シ當初ヨリ ナル船舶輻輳ノ中央ニ於  
チ爲ント 倫敦 テ實地ニ專ラ研究シタル

衝突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地  
ノ諸君ト雖事件ノ情况 回答 セン但シ  
ヲ御記送アラハ急速ニ 規則書ハ  
御申越次第進呈スヘシ

東京日本橋區 横濱居留地  
榎物町六番地 本局 六十番館 出張所

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限り特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

法學士渡邊安積講義

定價金壹圓  
特別廉價金七拾錢  
遞送費三拾貳錢

○アンツン契約法

法學士山田喜之助著

定價一冊金八錢  
又ハ拾錢  
拾三冊マテ出版濟

○英米代理法

法學士山田喜之助著

定價金壹圓  
特別廉價金七拾五錢

○補註英國私犯法

法學士山田喜之助著

定價金七拾五錢  
特別廉價金五拾錢

○隣氏會社法

定價金壹圓三拾錢  
特別廉價九拾五錢  
遞送費金拾四錢

THE IGIRISU HÖRITSU  
GAKKŌ TEXT-BOOK

第十三、四、五號出版セリ○第十三號目次●  
スミス氏訴訟法●ケント氏親族法●第十四號目次●ブルーム氏英法註釋○第十五號目次●ブラックス・ストーン氏英法註釋●  
ストリー氏代理法

英吉利法律學校

明治二十年四月九日 (定價金貳拾錢)

持主

增島六一郎

印刷人

大谷木備一郎

編輯人

澁谷慥爾

神田錦町貳丁目貳番地

發行所

英吉利法律學校